

第七十五回国会
衆議院

大藏委員会

議録第九号

(九五)

昭和五十年二月二十一日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長

上村千一郎君

理事

伊藤宗一郎君

理事

浜田

理事

村山

理事

佐藤

理事

増本

越智

伊平君

理事

奥田

敬和君

理事

山下

理事

中川

大石

理事

山田

理事

耻目君

理事

鴨田

理事

小泉純

理事

宗一郎君

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

理事

利尚君

理事

毛利

理事

綿貫

理事

松浦

理事

坂口

理事

玉置

理事

喜一君

の区分けでいたしましたと数字が非常に小さくなるものでございますので、したがいまして、締めてそういうことでいたしましたから、検討はいたしてみますが、なかなかむずかしいのではないか、かように考えております。

○武藤(山)委員 入場税の中の競馬の収入についてはほとんど異同がなくて六億程度、四十八年度が六億三千九百万、競馬等のギャンブル関係の税収というのはほとんど変動がない、こういう数字二、三伺つてみたいと思うわけであります。

最初に、農林省に競馬の問題でちょっとお尋ねいたします。競馬というのは何が目的で許可をされ行なわれているのか、明らかにしてください。

○三井説明員 競馬につきましては、かねがね私ども競馬の目的として考えておりましたものは、一つは畜産の振興、從来でございますと馬匹の改良その他を申しておりますが、そういう畜産の振興に寄与すること。それから国民に健全な娛樂を提供すること。第三には、国、地方公共団体の財政収入等に寄与する、かように考えております。

○武藤(山)委員 ただいま農林省は、三つの目的で競馬をやつておるのだ、第一が、從来はという言葉を使っておるのですが馬匹改良。從来はといふことは、いまは馬匹改良については余り重点がないという意味ですか。

○三井説明員 御承知のとおり、これらは戦争中

まで軍馬関係に非常に大きな需要がございました。ただいまは農耕馬も数が相当減少してしまっておりまして、競馬の関係の馬が全体の中の大きなウエートを占めています。したがいまして、農林省といたしましては、もちろん馬関係のその馬匹改良等にも努力をいたしますけれども、もう少し幅広に畜産振興全体につきましても、競馬の益金その他を通じまして寄与する、そういうふうに考へておる次第です。

○武藤(山)委員 畜産振興に寄与する、さらに馬

匹改良にも貢献する、こういうことであります

が、現在、馬匹改良なり畜産振興に支出をしている補助と申しますか、そういうものほどのくらいになるのですか。

○三井説明員 國庫補助に基づきます直接の助成事業といたしましては、統計的に正確には掌握いたしておりませんが、現在、額としてはさほど大きなものではないと考えております。

どちらかと申しますと、現在、馬関係の生産に非常に寄与をいたしておりますのは、地方競馬全

国協会によります馬関係への助成金でございますとか、それからわゆる競馬開催そのものにつきましては、戦後競走馬の不足等もございましたので、競馬賞金を逐次引き上げるというようなこと

で、賞金が馬の生産、飼育につきまして非常に大きな役割りを果たしておると考えております。

○武藤(山)委員 サラブレッドとかアラブもつくるのでありますようが、昔のような運送馬や軍隊で使うような物を運ぶ駄馬ですね、そういう馬の改良にはいま全然力を入れていないわけでしょう。結局サラブレッドなりアラブの、純血のいいものをつくるための競馬用の馬匹改良に一切使っておるのじゃないですか。

四十七年度は地方競馬全国協会への交付金として四十八億円出でていますね。これは年々かなりの金額が恐らく出でているのだと思いますが、この四十八億円というのは具体的にはどういうところに、何に使つておるのですか。

○三井説明員 地方競馬全国協会の助成金といったことは、全体の仕組みといたしましては、御承知のとおり、売り上げの約四分の三に当たりますものが払戻金としてファンへの還元に使われております。したがいまして、四十八年度で申しますと、残りのいわゆる広い意味の開催費用の中に金と二つございます。一号は売り上げの一割でございまして、第二納付金はいわゆる利益剰余金の半分を出でておりますが、それらを合算して四十八年度は約八百億円でございます。

その他業務管理費としていろいろ細かいものがありますが、たとえば競馬賞金に二百六十二億、營繕費に百八十億、その他業務管理費に百二億等いろいろございまして非常に細かくなりますが、一般的には競馬の広報活動といたしましてはたとえば中央競馬会から「優駿」という雑誌を出しておりますが、馬に関する各種の記事なり競馬の過去のいろいろな話など出しておりますが、いわゆる商業的な意味での広告と申しますものは原則として考えていないわけでございます。

○武藤(山)委員 あなたは地方競馬のことはあまりよくわからないのかどうか。これは地方競馬は自治省ですか。あなたでわかるのですか。

○三井説明員 地方競馬の監督につきましては農林省でございます。それから市町村、都道府県などの競馬の開催に関します開催権につきまして

ます。北海道などにつきましては若干農耕馬なり運送用の馬等がございますが、全国的にはその種の需要が少ないということもございまして、細かい数値はただいま持ち合わせませんが、現在のところさほど大きな額ではないと考えております。

○武藤(山)委員 後で全國協会に交付している馬匹改良関係の一號交付金、四十九年は六十五億、四十七年が四十八億、四十八年がちょうどわかりませんが、この過去五年間くらいの交付金額をどういう形に使つてあるか、そういう中身を資料にして私の手元に欲しいと思いますが、委員長よろしくどうござりますか。——それではぜひお願ひをいたします。

その次の中央競馬会もそうでありますが、中央競馬の場合 四十七年度一年間で五百五十八億、地方競馬が七百二十二億の開催経費というのがあります。中央競馬の場合でも結構ですから、ちとその内訳を明らかにしてください。

○三井説明員 中央競馬の四十八年度につきまして、開催経費の内訳を申し上げます。

これは全体の仕組みといたしましては、御承知のとおり、売り上げの約四分の三に当たりますものが払戻金としてファンへの還元に使われております。したがいまして、四十八年度で申しますと、どこかの広告社に委託しておられます。それが、たしか五億円前後と記憶いたしております。

○武藤(山)委員 この広告宣伝というの、立て看板を立てたりポスターを張つたり、そういうのどこかの広告社に委託しておられます。それとも競馬協力会というようなものがあつて、それを協力会に一括してお金を渡してそういうボスター貼付や何かをやつしているのですか。その方法はどうなつてありますか。

○武藤(山)委員 この広告宣伝というの、立て看板を立てたりポスターを張つたり、そういうのどこかの広告社に委託しておられます。それが、たしか五億円前後と記憶いたしております。

○三井説明員 広告といふ形では現在行つておませんが、あえて申しますと、中央競馬の、いわば競馬につきましてのレースの実況放送等がござります。そういうものが広い意味では競馬の外部に対するPRということがあります。

○三井説明員 まだ申しますが、たとえば競馬賞金はいわゆる利益剰余金の半分を出でておりますが、それらを合算して四十八年度は約八百億円でございます。

その他業務管理費としていろいろ細かいものがありますが、たとえば競馬賞金に二百六十二億、營繕費に百八十億、その他業務管理費に百二億等いろいろございまして非常に細かになりますが、一般的には競馬の広報活動といたしましてはたとえば中央競馬会から「優駿」という雑誌を出しておりますが、馬に関する各種の記事なり競馬の過去のいろいろな話など出しておりますが、いわゆる商業的な意味での広告と申しますものは原則として考えていないわけでございます。

○武藤(山)委員 あなたは地方競馬のことはあまりよくわからないのかどうか。これは地方競馬は自治省ですか。あなたでわかるのですか。

○三井説明員 地方競馬の監督につきましては農

ことになつておりますね。約半分は賞金である。

私がいま聞きたいのは、人件費それから広告宣伝費というのがどのくらいを占めておるのか。ボスターを列車の中に張つたりあるいはテレビで宣傳をしたり、いろいろやつていますね。そういう

場合の広告宣伝費というのはどんなやうに使つているのですか。

○三井説明員 ちょっとと明細の数字をただいま持つておりませんが、広告関係といたしましては、

ち合わせませんが、広告関係といたしましては、競馬の開催日程等を周知させる、その他競馬の健全な考え方と申しますか、競馬に対する正しい理解を深めるということのために広報室を設けまして支出来をいたしておりますが、もし数字に間違いございましたら後ほど訂正させていただきます。

○三井説明員 ちとその内訳を明らかにしてください。

は、自治省としてもその面を担当しておられると
思ふ。

○武藤(山)委員 中央競馬会の方は比較的宣伝をしない、テレビ程度あるいは雑誌だけで、ポスターはあまりべたべた張らぬ、こういう説明であります。が、地方競馬の場合はそういうポスターや何かをかなり張つておるわけですね。

円。四十八年、四十九年はどうなっていますか。
○三井説明員 稲縮でございますが、御質問は、業務管理費のうちのただいま百二十九億とお話をございましたのは、いわゆる賞金等を外した狭いものでござりますね。

すが、そういうような損益計算上の利益約四百億円ございますと、その三分の一がいわゆる第二国庫納付金ということで、たとえば二百億国庫に納付いたします。これが現金として国庫に納付されますもので、いわゆる売り上げの一割に当たります第一納付金と合算いたしまして、先ほど申しました一二、三%というペーセンテージになります。

方でござります。
○武藤(山)委員 あとで中央競馬会の收支内容についても貸借対照表、損益計算書、そういうものをひとつお出し願いたいと思いますが、よろしゅうござりますか。——では委員長、これも第三の資料として提出を願いたいと思います。

中央競馬会は第一種完得金、それから第二種毎事業年度の剰余金の二分の一、こういうものを国

特は地方競馬の場合の開催費が四千九十九万八千一百一十二億円で、七百二十二億円、賞金は三百七十三億円でありますから、賞金を除いても開催費はかなり多いわけであります。四百億以上ですね。そのうち、いふては大変不合理な方法が行なわれている。たとえば競馬協力会という団体をつくって、その団体に競馬の開催日に一週間分の五百万とか六百万とかそういううつかみ銭的な金を渡してポスターを張つたりなんかしてきた例があるのですが、現在はそういうことは全くないと言いたれるかどうか。特にこれが暴力団的なものや町のごろつき的なもの、そういうものが請け負つてやつて、こういう県が見受けられたのであります。現在は全くそういうことはない、広告宣伝はもっと公的な機関がきちつとやっておる、こういうことなのかなどうか。

○三井説明員 地方競馬の個々の実態につきましては、私ども十分承知していい面もございましが、もしその種の広告につきまして、御指摘のような点で私どもも十分注意るべき面がございましたら、行政指導の面でも今後さらに努力してまいりたいと考えております。

○武藤(山)委員 その点は後で実態調査をして報告を願いたいと思いますが、よろしゅうございまですか。

ませんので、四十八年度について申し上げますと、先ほどお答えしたことに若干関連をいたしましたが、全体といたしまして業務管理費の百十二億、それから競馬事業費の二百二十億、營繕費の百八十億、これらがただいまお話をございました数字にほぼ見合うものかと思います。したがいまして、約五百億というふうに考えております。

○武藤(山)委員 いや、ちょっとその答弁違うんじゃないかな。私が聞いているのは、最後に収入から支出項目を全部引いた、残ったものが施行者純収入となつて、中央競馬の場合は中央競馬会の積立金になるんでしょう。それを聞いているわけです。

○三井説明員 それでは、実額よりむしるベースナンバーで申し上げました方がおわかりいただきやすいかと思いますが、中央競馬の収入につきましては、売り上げのほかにもこまごま収入がございます。一番大きいものは売り上げでございますので売り上げの中の比率で申し上げますと、七五%ほどが払戻金でございます。したがいまして残り二五%。ただ雑収入等ござりますから売り上げと対比しますと二六、七%になりますが、そのうちの約半分に当たります一二%前後が国庫納付金でございます。

それから残ります一四%ないし一五%、これが国庫納付を外しました幾分狭い意味の開催費用でございます。その中から毎年いわゆる利益剰余金と申しますか、四十九年度見込みなどでは約四百億くらいになりますけれども、利益と申しましても損益計算上の利益でございます。したがいまして、固定資産に値しておるようなものもございま

○武藤(山)委員 私が質問しておるのはその残りの分を言つておるわけだ。二分の一は第二種で国庫納付金になる。二分の一さらに残りますね。残ったものが幾らになつておるかというのを四十七、八、九年と明らかにせい、四十七年は百十九億でわかつておる、こういう質問なんです。

○三井説明員 ただいまお尋ねの点はいわゆる利益剰余金のお話かと思います。それにつきまして四十七年が二百五十九億の半分でござりますから、ただいまお話があつた数字に見合ひかと思ひますが、四十八年はそれを見合ひますものが、いわゆる特別積立金といたしまして固定資産等の形で競馬会内部に留保されるもの、それが約二百八億円でございます。

四十九年度につきましては、まだ形としてはこれからでございますが、約二百二十億円といふふうに推定をいたしております。

○武藤(山)委員 かなりの金額が中央競馬会に、固定資産になる部分もあるだらうし、積立金で流動資産となつておるものもあるだらうし、伏魔曲と言われている競馬会の内容ですね、私も大変興味を持っているのですよ。現在、積立金の累積額は全部で幾らくらいあるのですか。

○三井説明員 いわゆる特別積立金の累積額は十八年度で集計いたしまして七百九億円ほどでございます。

なお、特別積立金につきましてはすべて現金で保有しているわけではございませんで、先ほど上げた損益決算の利益でござりますので、現実には厩舎、スタンドその他の固定資産として競馬施行上、より役立つ形で利用されているものがな

庫に納入をしております。ですから、中央競馬会の場合は、わりあいと国民全体のためにその収益というものが利用されておる、配分の仕方においては公正である、そういうことがやと言えると思うのであります。が、地方競馬の場合、必ずしも中央競馬会のようなすつきり理解できる状態でないという感じが私はするわけであります。

その前に中央競馬会の問題でもう一つ、この間私どものところへ舞い込んできた新聞、なかなか膨大な競馬会の中身を掲載した新聞が、国会議員全員の会館や宿舎に投入されておるわけであります。が、それを読むと、いろいろ馬主の要求や不満というのもも出ておつて、馬主の賞金が低過ぎるんじやないかといふ疑問や、いやいや、それは馬主のエゴだという反論やいろいろ出ておりますが、農林省としては現時点で賞金をいじるような考え方があるのかないのか、それと賞金で、いま上位十位くらいまでのランクをつけると、一番賞金の高いダービーですかは幾ら、それから五、六位までの賞金額をちょっと参考のために発表してくださいませんか。

○三井説明員 初めの方のお尋ねでござりますけれども、中央競馬の賞金問題につきましては、戦後競走馬の不足の関係もございまして、いわゆる生産を刺激すると申しますか、そういう観点から予算の六%を賞金に充てるという仕組みを予算上の扱いとしてとるようにいたしまして、最近まで干いろいろ手直しがございますが、たとえば当初予算の六%にするとか、そのような手直しをいたしておりますが、ほぼ売り上げ比例という方式で

まいづてきたわけであります。ところが、最近売り上げが比較的伸びが順調でございました関係で、賞金額につきまして、かなり高い水準になつてまいっております。たとえば、昭和四十年に比べますと、中央競馬の賞金は、総額にいたしまして約五・五倍ほどになっております。この間の物価の伸びあるいは賃金指数の伸びなどを見ますと、それぞれ二倍弱なり三倍といつた数字でございますので、賞金につきましてはかなり高い水準ということが、世間でもいろいろ言われるような状況になつてまいております。

一方、中央競馬の賞金が高水準化することに伴いまして、いわゆる競走馬の生産過剰化と申しますか、そういう傾向が出てまいりましたこと、それから入厩既希望馬と申しますか、中央競馬に入りたい馬が増大してまいりまして、その関係で厩舎関係などでもとくらのうわさが出る、こういう問題もござります。したがいまして、中央競馬会といたしましては、賞金水準につきましては、今後、より新しい、望ましい算定方式というものを検討してまいりたいということでございましたが、五十年度につきましては、とりあえずやはり新しく、望ましい算定方式といつた算定方式をとることといたしております。

それから、第二のお尋ねにつきましては、昭和四十九年時点におきまして、ダービーが最高賞金でございますが、そのほかダービーに準じまして天皇賞とかいわゆるクラシックレースというものがござります。恐縮ながらちょっと細かい数字を持ちませんが、ダービー賞金につきましては、昭和五十年度につきましては四千六百万円ということにいたしております。

○武藤(山)委員 その次は幾らぐらいになりますか。たとえば日馬記念とかいろいろありますね。大きなレースだけの五位までくらいわかりますか。わからなければいいけれども……。

○武藤(山)委員

しかし、経費八〇%ですね、二

〇三井説明員 ダービーに次ぎまして菊花賞などございますが、これが四千百万円でございます。若干百万円程度の開きがございますが、四千万を超えるものがクラシックレースで五つほどあったと記憶しております。

○武藤(山)委員 主税局長、この四千六百万なり四千百万円の賞金についての税金はどういう課税になつておりますか、所得税は。

○中橋政府委員 馬主に對します賞金につきましては、その段階で一定額を控除いたしまして源泉徴収をいたします。それからもちろん確定申告で一時所得なりあるいは雑所得として申告の段階で総合課税をいたします。

○武藤(山)委員 その場合に、競馬の場合には賞金の支払い金額掛ける二〇%プラス六十万円、それがの一〇%の税率ですね。

この二〇%というのは何の根拠ですか。たとえば四千万賞金をもらうと、賞金の八百万プラス六十万、そうすると八百六十万に対する税金は一割ですね。これは普通の勤労性所得やほかの所得と比較して権衡がとれていくのかどうか。これはどうですか。

○中橋政府委員 馬主の賞金につきましては、源泉徴収を始めましたのはいまから数年前でござりますが、そのときにいろいろ問題になりまして議論をいたしました。馬主の賞金は、その当時はいまおっしゃったようなそんなに高い金額ではございませんでした。が、賞金は一たん馬主なら馬主に入るわけござりますけれども、馬主はそれから調教師でござりまするとか騎手でござりまするとか厩舎の世話をする人、つまり馬手とかいう人いろいろ分配するということになつております。それが大体調教師で一〇%、騎手で五%、馬手で五%ということになつておりますので、そういうものは当然確定申告の段階でも経費として落ちるわけござりますので、源泉徴収の段階からそれはすでに源泉徴収対象額から外したわけでござります。

○武藤(山)委員

いま馬主の率付料は幾らですか。

○三井説明員

ただいまお尋ねの率付料は、中央競馬には最近そのような区分がございません。地方競馬でございます。

そこで、地方競馬につきましては、御指摘のおり、率付料という名前での手当が出ていて、それが事実でござりますが、かなり区々でございましたて、大変恐縮ながら私どもの手元にまとまつた統計を持っておりませんので、水準などにつきましては別途また資料などで差し上げます。

○武藤(山)委員 四番目ですよ、資料が。メモし

〇%ですから。賞金の支払い金額掛ける二〇%プラス六十万円が引けるわけですね。馬主はちゃんと馬を競馬場に出すと率付手当、それから騎手は乗手当、いろいろ競馬に馬を出すことによってちゃんと手当を出すわけですね。それはいまどうなっていますか。一頭について幾らずつ出でているか、経費はそういうので出でているわけだ。

○三井説明員 ただいまお尋ねのいわゆる賞金でございますが、中央競馬につきましては、賞金で申し上げますと三百六十五億円の賞金が出る内容といたしましては、たとえば昭和五十年度予算で申し上げますと三百六十五億円の賞金が出ております。この賞金の中には、細かくは、たとえば騎手の方に参ります騎手料と申しますかそういう細かいものもございますけれども、大方は馬主さんの手に落ちるわけでございます。

ただ、競馬関係の慣行といたしまして、賞金の中の二割は——そのうちの一割は調教師、五%は騎手、五%は厩務員と申しますか馬手であります。が、そういうところに参りますので、そういう関係で、実質上は馬主に落ちる賞金のうちおおむね八割見当まで目減りがござりますけれども、それらを財源といたしまして預託料などに充当するわけございまして、細々とは騎手その他もござりますけれども、おしなべては馬主さんの手に落ちる。なお、進上金というものをそれから差し引きます。こういう次第でござります。

○武藤(山)委員 いま馬主の率付料は幾らですか。

○三井説明員 ただいまお尋ねの率付料は、中央

それから、中央競馬の場合の入場料は、いい席と一般席とあるでしょうが、入場料はどういうことになつていますか。

○三井説明員 入場料は、現在大きな競馬場につきましては百円でございまして、いわゆるローカル場につきましては五十円ということになつております。

○武藤(山)委員 五十円、それは中央競馬だけであります。地方競馬の場合はどうですか。

○三井説明員 地方競馬は非常に日々でござりますが、最近は入場料はかなり上がつてしまつて、いわば二十円から百円の幅の中に中央、地方を通じまして入場料の各水準があると御理解いただけばよろしいと思います。

○武藤(山)委員 競輪の場合入場料はどうなつてますので、いわば二十円から百円の幅の中に中央、地方を通じまして入場料の各水準があると御理解いただけばよろしいと思います。

○武藤(山)委員 競輪の場合は百円でござりますが、最近は入場料はかなり上がり上げております。この四場、二十五円というのが一場、二十円というのが三十一場でございます。

○石丸説明員 競輪場は五十場ございまして、入場料金が五十円というものが十四場、三十円というものが四場、二十五円というものが一場、二十円

だ。二十円の入場料というのは、いまの貨幣価値から言つて、それからギャンブルという性格から言つて——先ほど農林省は健全なる娯楽、こう言つておりますが、われわれはこれは一応ギャンブル、こう呼んでおるわけですが、そういうギャンブルの入場料として二十円というのはいかがなものか。これは委員長どうですか。委員長は政治家として、お聞きになつていて、二十円の入場料が三十一会場もあるというのです。

これは政務次官、こういうものを妥当と思われるかどうか。それともやっぱりギャンブルの入場料はもうとにかく最低を五十円ぐらいにしよう、

中央競馬の場合は百円ぐらいいはもうすそにしようかどうか。そこらの改善はいまのギャンブル性から見たら私は当然ではないかと思うのです。政務次官どうですか、常識的な判断としてあなたの御見解は

いかがですか。

○森(美)政府委員 現在までのところは、整理券的性格であったものでございます。この点について検討してみたいと思います。

○武藤(山)委員 政務次官は、いま検討してみたいといふ発言をされました。これを現実に直せる権能を持つてゐる窓口はどこですか。競輪の場合、競艇の場合、競馬の場合、これはだれが直そうやといふことを決めれば直せるのですか。

○三井説明員 競馬から申し上げますと、中央競馬につきましては日本中央競馬会、それから地方につきましては日本中央競馬会、それから地方につきましては、主催者たる地方公共団体でござります。

○石丸説明員 競輪で申し上げますと、法律に最低の入場料を決めなければならないということが書いてございますので、そこで命令で最低二十円ということになつております。これを五十円といふように上げれば、これが全施行者に行き渡つていくであります。

○武藤(山)委員 通産省はそれは通達ですね。

○石丸説明員 いえ、規則でございます。

○武藤(山)委員 そうすると、これは局長でできるのか、大臣ですか。

○石丸説明員 大臣でございます。

○武藤(山)委員 それは通産大臣ですね。

○山本説明員 これはモーターボート競走法に基づきまして、施行者が決める、こうなつております。施行者が決めますときに、運輸省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない、こうなつております。最低限は運輸省令でござります。

○武藤(山)委員 そうすると、これもやはり運輸大臣ですね。

○山本説明員 省令で最低限を改正いたします。それ以上を取らなければならぬ、こうなつことになるわけございます。

○武藤(山)委員 現在の省令は三十円以上となつてゐるのですが、二十円以上となつてゐるので

すか。

○山本説明員 現在の省令は二十円以上ということがなっております。

○武藤(山)委員 あなたは、それは低過ぎると思いませんか。当然だと思いますか。

○山本説明員 この省令は三十七年に二十円といふことで定められまして、その後変えていないのが実情でございます。その間、物価そのほかいろいろ社会情勢の変化がございまして、見直すべき時期に来ておる、こういうふうに考えます。

○武藤(山)委員 運輸省も通産省も見直すような見解を上司に伝えると約束できますか。

○山本説明員 上司に伝えます。

○武藤(山)委員 これは本来なら大臣の決断で、よし改善をしようという答えをとりたいところであります。が、実力のある政務次官が先ほど検討するという答えを出しましたので、これは森政務次官、運輸省も通産省も、いまの物価水準から見る

と二十円といふ最低限度は妥当ではないような答

えが出たわけでありますから、ひとつ各省との連絡を十分とつてこれらの検討を早急にお願いした

いと存りますが、よろしくございますね。

○武藤(山)委員 競輪、競艇は中央競馬会の経理状況とは少々中身が違うわけですね。

○武藤(山)委員 そこでは競輪の方からお尋ねいたしますが、競輪の売得金というのは競馬よりも多い。中央競馬が四十七年度は四千九百四十六億円、競輪

は七千百八十七億円、競艇が六千五百四十三億円。競輪が最高の売り上げを占めている。最近、四十八年度、四十九年度もこの傾向は同じです。

○石丸説明員 競輪は四十八年度までは確かに売上

り上げが一位でございましたが、四十九年度はまだ終わつておりませんのでわかりませんけれども、ボートの方が上回つたのではないかと思ひます。

○武藤(山)委員 競輪の場合は国庫納付金といふのはありませんね。

○石丸説明員 国庫納付金といふのはございま

せん。

○武藤(山)委員 国庫納付金がないというのが中央競馬会と基本的に違う点ですね。支出の項目の中を見ると、払戻金が大体七四・三%というのが

四十七年実績、四十八年も大体七五ぐらいじゃなかろうかと想像いたします。

その支出の項目の中で振興会寄付金、これは自転車振興会がそれとも競輪振興会かわからぬが、振興会に対して一号、二号と二つ出している。一号の方が百二十二億、二号の方が百十九億、三号

というのもあります。三号が二十億、競技会交

付金が六十八億、こういう形に出ている金というものは一体何にどんなぐあいに使われているのだ

うか。

まず、振興会の機構と、振興会に出ていく年々の交付金、過去五年間ぐらいの数字がわかつたら、ちょっと明らかにしてください。

○石丸説明員 日本自転車振興会と申しますのは「競輪の公正かつ円滑な実施を図るとともに、自転車その他の機械に関する事業及び体育事業その他公益の増進を目的とする事業の振興に資する」ということを目的として設立されております。

それで、実際の役割と申しますのは、審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行なう選手及び自転車の競走前の検査の方法、審判の方法その他競輪の実施方法に関し、自転車競技会を指導する選手の出場のあつせんを行なつております。

それから、第三号交付金でございますのは、これは四十五年度で八十七億、四十六年度で百三億、四十七年度で百十九億、四十八年度で百五十四億、こういうような数字になつております。

それで、第一号交付金が昭和四十五年度で九十二億、四十六年度で百七億、四十七年度で百二十二億、四十八年度で百五十五億、こういうことになつております。

それから、第二号交付金でございますが、これは四十五年度で八十七億、四十六年度で百三億、四十七年度で百十九億、四十八年度で百五十四億、こういうような数字になつております。

それから、第三号交付金でございますが、これは四十五年度で十五億、四十六年度で十七億、四十七年度で二十億、四十八年度で二十五億、こういうような数字でございます。

○武藤(山)委員 大体百億単位の交付金がずっと

出しているわけですね。これもここで質問するには、中身の分析には時間がかかりますから、どう

いうところにこの金が貸し付けられるとか、補助

されているとか、いろいろ社会福祉事業などにも

出しているわけですね。これもここで質問するには、中身の分析には時間がかかりますから、どう

いうことになつております。

それで、自転車振興会に対して交付された金額

でございますが、この第一号交付金としまし

ては……

○上村委員長 石丸課長にちょっと申し上げます

が、発言者の声が低くて聞こえませんからまことに恐縮ですがとどう速記の方からの要請ですか

ら、もうちょっと大きい声で。

○石丸説明員 それでは申し上げます。

○第一号交付金 第二号交付金、第三号交付金と三つに分かれております。

この第一号交付金の方は、自転車その他の機械の産業の振興に資するための補助を行う、こういう

お金でございます。

それから、第二号交付金でございますが、これは公益の増進に資する事業に補助する交付金でござります。

それから、第三号交付金でございますのは、これは日本自転車振興会がその業務を行なうに必要な経費に充てる費用でございます。

それで、第一号交付金が昭和四十五年度で九十二億、四十六年度で百七億、四十七年度で百二十二億、四十八年度で百五十五億、こういうことになつております。

それから、第二号交付金でございますが、これは四十五年度で八十七億、四十六年度で百三億、四十七年度で百十九億、四十八年度で百五十四億、こういうような数字でございます。

○武藤(山)委員 大体百億単位の交付金がずっと

出しているわけですね。これもここで質問するには、中身の分析には時間がかかりますから、どう

いうところにこの金が貸し付けられるとか、補助

されているとか、いろいろ社会福祉事業などにも

出しているわけですね。これもここで質問するには、中身の分析には時間がかかりますから、どう

いうことになつております。

それで、自転車振興会に対して交付された金額

でございますが、この第一号交付金としまし

ては……

○石丸説明員 そこで、競輪、競艇の場合は各

市町村自治団体に最終的な利益が還元されるわけですね。その金額をちょっと見ますと、競輪の場合四十七年度が九百七十億円、競艇の場合九百三億円、オートレースが百三十九億円、これが施行者の純収入ということで各市町村に配分をされるわけですが、全国の各市町村というものは幾つあって、これらの催し物を開催している市町村は幾つあるのか、パーセントで何%になるのか、それをちょっとと明らかにしてください。

○石丸説明員 競輪で申し上げますと、施行者の数は二百六十四地方公共団体でございます。

○武藤(山)委員 競艇は。

○山本説明員 モーターボート競走の施行をやつております地方公共団体は、県が一つございますので百三十八県市町村でございます。

○武藤(山)委員 オートレースはどうした。来ていないか。わからないか。——では自治省、いま

市町村というものは全国に幾つあるのですか。

○山本(成)政府委員 市町村の数は全国で、こと

しの二月一日現在でございますが、三千二百六十二でございます。

○武藤(山)委員 全国の市町村が三千二百六十二

あって、競輪を開催している市町村は二百六十四、全国の市町村の一割ない。それから競艇の方

は百三十八市町村、これも五%ない。全国的な市

町村の数から行くと、開催している市町村の数の

方がはるかに少ないですね。ということは、ごく

限られた市町村が競輪、競艇をやってかなり收入

の恩恵が行く。中央競馬会のように、もうけを国

が吸い上げ国庫納付金で取り上げるという制度

と、開催された市町村に利益が還元される制度

と、どちらがよりすぐれた制度と思うか。いる人

それぞれ各省一人ずつ、担当者は見解を述べてください。

○石丸説明員 競輪で申し上げますと、先ほど申し上げました一号交付金及び二号交付金、これが全国的な形で社会に還元されることになっております。それからまた、そのほかに地方公営企業金融公庫納付金というのがございまして、これが売

り上げの〇・五%でございます。そういうものを全部もしまして、競輪を開催していない府県、地

方公共団体に對しまして、その競輪の収益の中か

らある程度の配分をする、こういう状況でござい

ます。

○武藤(山)委員 私の聞いたことはそういうこと

じやなかつたのですね。どちらがより合理的な、

なるほどと國民に納得のいく制度かといふ、制度

を聞いているわけです。ちょっと大臣でないと無

理かね。余り役人いじめは悪いですから、そういう細かい決断の必要とするものについては後回しにしましょう。重要な重要な点ですが。

そこで、いまあなたは、私が聞かない公営企業金融公庫に納付金として納めていると言うが、幾

ら納めているのか。年別に五カ年間ずっと、公営企業金融公庫へ出している金というのを幾らなの

か、ちょっとと明らかにしてください。微々たるもの

です。

○石丸説明員 これは四十八年度の数字で申し上

げますが、四十一億円でございます。

○武藤(山)委員 それ以外はわからないか、四十

七年、六年は。

○山本(成)政府委員 いま通産省の方からお話を

ございましたけれども、この制度の特性をいたし

まして、競輪であろうと競馬であろうと、あるいは重複してやつてしまふとも、要するにやつ

ておる团体が得ました収益なり売上金というとい

うものに着目しておるわけでございますので、そ

ういうことで各省からあるいはお答えしにくい問

題かと思いますから、私がかわって申し上げたい

か。

だけど、皆さんに聞いてその決断をさせるのは

無理があると言うから聞かずにおるのですが、実際はどうでしようか。いま、私のこの質疑応答を

聞きながら、いまのよう開催している市町村と

いうのは全国の市町村の一割だ、一割以下なん

だ、あと九割のところは、隣接でも組合に入っ

ていない市町村はだめなんですね。だから、そこ

らをやはり、もう戦後三十年たつたら、一回この辺で改善する必要があるのじゃないでしょうか。

だ、あとこの九割のところは、隣接でも組合に入つてない市町村はだめなんですね。だから、そこ

らをやはり、もう戦後三十年たつたら、一回この辺で改善する必要があるのじゃないでしょうか。

三木内閣は洗い直し洗い直しということで、皆見

直しをいまやろうとしておるのだから、ギャンブルもこの辺で見直しをしなければいかぬだろう、こう感ずるのですが、政務次官、どうでしょ

うか。

○森(美)政府委員 この問題に關しましては、実

は四十七年、四十八年の税制改正のときに、税制

調査会から、新規の課税をしたらどうか、しかし

ながらなかなかむずかしい問題があるので、引き

続いて検討を加えるべきであるというような答申

をもらつておるわけでございます。

この問題は、のみ行為を助長しはしないかとか

か、あるいは地方財政を圧迫しはしないかとか

をしている金額は大体純収入の一割に満たないで

すね。だから、これが全国家的に、全国民的に利

用されるという見地に改善をしなければならぬと

いう、これは私の理論です。皆さんの方は、各市

町村に配分してあって、市町村の方が土地を持つておるところの領土でやるんだから、そこへ実入りがあつていいじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、やはり公正、公平という見地からいくならば——かつては戦災都市復興のために競輪を認め、競馬を認めるという形から始まつてるのでありますから、もう戦災復興なんていうのは古い古いです

が、関係各省と協議しまして検討したいと考えて

おります。

○武藤(山)委員 先ほど前防衛廳長官から、いま

どき自転車振興というのはなぜ必要なのか、答え

たらどうだという野次と質問を兼ねた發言があつたのであります。自転車振興というために金を

出さなければならぬという積極的な理由はどうい

うことなんですか。

○石丸説明員 現在、法律で書いております

は、自転車の振興と、それからその他機械工業の振興でございまして、自転車の振興に補助してお

ります比率というものは非常に少くなつております。

それから一つ、最近非常にバイクロジーとい

うことで、自転車を国民的に乗つていろいろ

かというような運動ができておりますが、このた

めにはやはり國民の乗りやすい自転車というものを今後また改良していく必要がありますかと存じま

す。

○武藤(山)委員 資料要求を幾つかしておかなければいけませんが、競輪の方は、先ほどの振興交付金の中身ね、今までの累積したもののがどうい

う補助金に出ておるか。

それから、競艇の方も、振興会交付金一号、二

号とこう出でていますね。四十七年のベースで言う

と、一号が百十一億円、二号の方が九十九億円、

二号の方は公益目的にこの金を使つておるんだ、

こう言うのですが、中身がわからぬ、これの五カ

年間ぐらゐの、どういうあいにこの金が使われ

ていたかを資料で明らかにしていただきたい。

それから、公営企業金融公庫にもうちよと拠

出していくのではなくらうか、こういう感じがす

るのですが、これは何か法律で決まっておるので

すか。純収益の何%を公営企業金融公庫に納付し

なければならぬというのを法律ですか、通達ですか、命令ですか、何で決まっていますか。

○山本(成)政府委員 これは地方財政法の規定が

ございまして、売上高から五億を引いた残りの
1%以内で政令で定める率で納付をさせる、こう

いうふうな仕組みになつております。

○武藤(山)委員

そうすると、1%というのは地方財政法で決まっておるのであります。法律を直さぬことにはこれの引き上げは不可能だ

という見解ですか。

○山本(成)政府委員 いま申し上げましたとお

五年度から四十九年度までの間は1%・5%という

ことで政令で定めてまいりましたので、五十年度

以降につきましては新たにまた定め直さねばなら

ない、こういう状態でございます。

○武藤(山)委員 この点は自治省としても、ギャンブルの性格から言って十分各省との連携をとつて、改むべきものはこの際改める方がいい、そ

ういう点をもう一回洗い直して検討をする意思はないかどうか。

○山本(成)政府委員 法律の規定そのものにつきましても、将来どうするかということはまだ考えておりませんけれども、さしあたっては1%・5%

といふものをどうするか、政令で定めておりますが、これをどうするかという点に焦点を当てて各

省と相談をしてまいりたい、かように考えており

ます。

○武藤(山)委員 主税局長、大体一時間ずっと質

疑応答をやつたお話を聞いていただいたのであります

が、中央競馬の入場人員は年間千四百七十五

万五千人、一千四百万を突破してますね。地方競

馬が二千四百四十六万六千人、まあ二千五百万

人。これは古い資料ですからね、恐らく現在はもつと伸びているのではないか。それから競

艇、競輪、これも先ほどちょっと内容を見てわか

りますように、二十円、三十円以下が圧倒的に多

いわけですね。だから、わざわざ税金がかからないように、入場税がかからない三十円を限度にし

て、手数のかかる入場税を納めなく済むような

料金になつておるのだ、悪意に解釈すれば、入場

税なんかめんどうくさい。そんな々計算して納

めるのはということで三十円以下、これが圧倒的

に多い。これをもし全部最低五十円にしたら税収

が幾らあえますか。

○中橋政府委員 仮に、競馬競輪等への入場料金

を五十円にするといたしますと、しかも免税点を

約一億五千万円入場税として増収が考えられま

す。

○武藤(山)委員 一億五千万円、微々たるもので

すね五十円にしたのです。

そこで、入場税をじつたぐらいでは幾らも税

収にならぬからということで、これはギャンブル

税の方向を前向きに検討する——いや、高木さん

だよ、あなたじやないのだ。前の主税局長はここ

で再三、われわれの質問に、ギャンブルについて

は何か考えなければならぬ、とにかく前向きで検

討をいたします、そういう答弁を繰り返してきた

のです。それで、その検討の結果が今国会に出で

いないのですよ。どういうむずかしさがあって、

なぜギャンブルに対する税金の問題が検討できな

かったのか、その辺ひとつ新名主税局長の努力の

苦心の跡を明らかにしてください

ます。確かに数年前から当委員会にお

きましたが、前回の当委員会におきまして広瀬委員

承知をいたしておりますし、主税局といたしまし

ます。そのときに逢着をしましたものは、実は二

つの壁があつたわけでございます。

○武藤(山)委員 そのときに逢着をしましたものは、実は二

つあるけれども、何しろそれぞれの

分与を受けるということになりますと、従来そ

ういう仕組みで出てきておりましたもののどこかを

削りまして、いわば国税として国庫に取つてこな

ければならぬわけでございます。私はまた、それ

は決して無意味であるとも思つておりません。あ

非常にふえてくるのではないかという危惧がござ

います。そうしましたときには、せつかぎヤン

ブル税というようなものを考えまして、一般の人

は払戻金率が七五%を切るというふうなことにな

りましても、のみ行為でもつてそれを攪乱される

という心配があるわけでございます。

それからもう一つ、それでは払戻金率というの

は現在の水準を保ちながら、今度はきょう武藤委

員がいろいろ御指摘になりましたような点、たと

えばいま所得金の中で払戻金とならない部分につ

いて、一つは経費になつております。一つは國な

り地方公共団体の財政そのものに寄与しているも

のがございます。それからもう一つは、振興会を

通じまして公益事業等に流れてくれるものがござ

ります。それからもう一つは、振興会等を通じまし

ます。それからもう一つは、畜産業等ござります

て、先ほど御指摘のように、畜産業等を通じまし

ます。それからもう一つは、畜産業等ござります

て、先ほど御指摘のように、畜産業等を通じまし

ます。それからもう一つは、畜産業等ござります

て、先ほど御指摘のように、畜産業等を通じまし

ます。それからもう一つは、畜産業等ござります

て、先ほど御指摘のように、畜産業等を通じまし

ます。それからもう一つは、畜産業等ござります

て、先ほど御指摘のように、畜産業等を通じまし

ます。それからもう一つは、畜産業等ござります

て、先ほど御指摘のように、畜産業等ござります

て、先ほど御指摘のように、畜産業等ござります

て、先ほど御指摘のように、畜産業等ござります

て、先ほど御指摘のように、畜産業等ござります

思つております。それは全くいま武藤委員が御指

摘のように、入場料金につきましても過去長い間

その金額を存続してきたこと、あるいはいまのい

うな地方団体の歳入というのが、過去発足しま

したときには戦災復旧のための財源を確保すると

りますとか、過去の実績を持つておる市町村にかな

そういうことはやはり私どもだけでなかなかま
いりませんで、関係の各省庁の御協力を得ながらま
実はやっていかなければならぬと思っております。
す。それで申しわけございませんけれども、今回
はそういう問題としまして、氷山が水の上にはほ
とんど出ませんでしたけれども、今日まで実はそ
ういう検討は重ねてまいったわけでございます。
○武藤(山)委員 大体時間でありますからやめま
すが、先ほど各課長、担当者にいろいろ資料を要求
した問題は、ひとつ早急に資料を提出願つて、そ
の資料に基づいて、また今後これをどう改善した
らいいかということを一般質問で詰めてみたいと
思ひます。

う御出席の課長あるいは審議官の皆さんには十分
ひとつ御検討いただきたい。強い希望を申し上げ
て、私の質問を終わりたいと思います。

○浜田委員長代理　この際、三井競馬監督課長、
石丸車両課長、山本監理課長に申し上げます。
ただいま武藤委員から要求されました資料は、
早急に提出されるようお願いをいたしておきま

◎税法(本会議) 本会議が二回からあるそうですが、でまるだけ簡潔に質問しますので、簡潔に御答弁をいただきたいと思います。

て、実際に施行している市町村との収入アンバランスといふものを国家的見地からどうすべきか、もつと財源を均てんするような方策を考えるべきではないかというのが第一点。

第二点は、入場料の二十円、三十円というのは実情に沿わない。これはもう現状に即して入場料金の改定を図るべきである。これが第二の私の要望であります。

金に純収入というものを使うべきである。すなわち、公営企業金融公庫などにはもつと多額の金を納付すべきである。その金が各市町村の公営事業の利子補給に回るわけでありますから、間接的にはこれは市町村の財政に公平に寄与するといふことになると思うのであります。当面、そういうで起きる問題から一つ一つ解決をしていくという姿勢が行政になければならぬ。

そういう観点から、本日は入場税に直接かかわり合いがない問題かもしれないけれども、基本的には国の経済財政を担当する本委員会としては、当然そういう方向に今後検討し直すべきである、こういう提言をいたしたわけでありますから、政務次官もせつからく各省庁との連絡を十分とつて検討するという約束をしたわけでありますから、きよ

う御出席の課長あるいは審議官の皆さんには十分
ひとつ御検討いただきたい。強い希望を申し上げ
て、私の質問を終わらしたいと思います。

○ 松浦(利)委員 石丸車両課長、山本監理課長に申し上げます。
ただいま武藤委員から要求されました資料は、
早急に提出されるようお願いをいたしておきま
す。

松浦利尚君。

○ 松浦(利)委員 本会議が二時からあるそうです
から、できるだけ簡潔に質問しますので、簡潔に
御答弁をいただきたいと思います。

この相続税法の一部改正に関する法律でありま
すが、これをいろいろ調べてまいりますと、そし
てまた税調に出された資料等を調査いたします
と、今回の改正のねらいが、実は物価上昇に伴う
追認的要素が強い。ですから、物価上昇に名をか
りた資産者優遇対策になるのではないか。ですか
ら、物価が余り上がり過ぎた、この物価が上がっ
たことを理由にして資産優遇対策としてこの相続
税法の一部改正を提案する。裏を返せば、簡単に
言えば、そういうことではないかというふうに思
うのであります。私が見解に対する政府当局の
御答弁をいただきたいと思います。

○ 中橋政府委員 簡単に結論を申せば、ただいま
松浦委員がおっしゃったとおりでございまして、
過去におきます地価の上昇というものが一番主と
なりまして、今日相続税というのは、大きく改正
をしました四十一年から見ますとかなり広範囲の
課税になり、またかなり課税も強化されてきてお
るということになりますので、今回はそういう地
価と申しますか、物価と申しますか、そういうも
のに対する調整を中心として考えておるわけですが
います。

○ 松浦(利)委員 いま局長から御答弁がありまし
たように、これは明らかに物価上昇に伴う税制改
正だということになれば、相当地元の資産をも
持つた者を優遇するということを前提に作業に入
ったと思うのですよね。資産を持っている者が優
れたものに対する調整を主として考えておるわけですが

遇される。内容的にはまた後から議論してまいりますが、同時にもう一つの改正の理由としての柱、これは税制調査会でも議論されたようですが、「国税総額に対する相続税の地位と諸外国との比較」これを見ますと、日本では四十一年に一・五%であったものが三%に上昇しておる。世界各国に比べて相当国税に占める相続税の割合が高くなってきたから、これをできるだけ諸外国並みに抑えたいというねらいがまたその背景にあつたというふうに私はこのデータから承知をするのですが、そのこともまた改正の一つの柱でござりますよう。

○中橋政府委員 確かに相続税が国税全体の中におられます地位というのも私どもは常に見ておるわけでございまして、先ほど御指摘のような地価、物価の上昇を主因にいたしまして、相続税の納税者も非常にふえ、その税額もふえてまいりましたから、したがって、国税総額の中に占めます相続税の地位も上がつてきたわけでござります。

ただ、私どもいたしましても、それが上がりてくるのは、いわば国民の富が漸次増加していくにつれまして上がってきてしまるべきものだと田つておりますから、一概に、たとえば四十一年におきましてわが国の国税の中で相続税が一・五%しか占めなかつたものでござりますから、今日におきましてもその程度にしなければならないという気持ちは毛頭持つております。

それからまた、それとうらはらの考え方でございますけれども、相続税が課税される人といふのが一体死亡した人の中でどの程度あってしかるべきかということと同じように考えるわけでございまして、それは結局は税収のウエートの高さというのも反映をいたしますけれども、それをもとにすれば、たとえば四十年に百人の中で一・四%の人が相続税の課税を受けるような財産を持っておったということで、今日それを一・四人にしちゃければならないという気持ちは毛頭持つていなわけでございますけれども、やはりこの十年足らずの間に約五人くらいにそれがなってきたといふ

のは少し急激に過ぎるのではないか。それはやはり地価の上昇、物価の上昇が大きいに寄与しておりますから、それに対する調整というものは考えなければならぬのではないかというような考え方をとつたわけでござります。
○松浦(利)委員 いま御説の二つがこの相続税改正の要点だということがわかつたわけです。ただ問題は、この相続税というものもある意味で資産の再分配というものだと思うのです。ということになれば、何も物価が上がったとかあるいは土地の上昇が急激だったからそういうことを理由にして、それを地ならしするという必要はないのではないか。やはり原則は、そりいったものに對してもある意味では税を厳しく取るのだという発想が私はあつてしかるべきだと思うのです。
そこで、局長にお尋ねをしておくのですが、この相続税を抜本的に改正することによって、国税収入全体に占める比率、これはどれくらいになると想定しておられますか、五十一年、五十二年まで。
○中橋政府委員 今回お願いをいたしておりますが、改正がもしなかりせば、五十年度におきますところの相続税収は、国税の中において二・八%程度を占めることになります。それが今回の改正後でございましたれば、二・四%になると見込まれます。
○松浦(利)委員 それでは、その二つの問題についてまずお尋ねをしておきたいのであります。先ほど言われたように、この税調に出された資料を見ましてもこれは明らかであります。土地価格の比率が圧倒的に高くなってきておるということがだと思うのです。これは御説明のあったとおりであります。このことは、逆に言うと、異常な地価の高騰による必然的な結果であって、必ずしも異常なものではない。極端に言つて、土地税制その他のを緩めるといった一つの政策的な手段として行われた税制というものがある。一方には、そういうしたものに対し優遇をして土地を取得さす。

そういう政策的なものもあった。そのことが、逆に言うと、地価の高騰というものにある意味で相当大きな影響を与えたという側面もあつたわけですね。それは悪かった面として批判されておる点。

ですから、そのことから言えば、地価が上がつた分に対して高率課税というの当然だ。われわれ野党としては、御承知のように、土地の再評価税ということについても再三にわたって本委員会で議論をしておるのでけれども、地価が上がつたものに対して高率課税をするのは当然だ。だから、この相続税を一部改正するというその発想そのものが、要するに政府の失策から來た後追い的なものに言つたように追認的なものであつて、一つも前進を意味する相続税の一部改正ではないんじゃないかというふうに私は考えるのですがね。どうでしよう。そうだというこどをお答えしにくいですが、実際私たちはそう思ひのですが、こういった国民の声にどのように戸頭として反論をされますか。

○中橋政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、今回の相続税の改正の大部分といいますのは、この十年近くの間におきますところの地価の上昇を主としての課税額の伸びというものを考えて、それに対して調整をするということはいま御指摘のとおりでございます。

ただ、おっしゃいますように、もちろん相続税といいますのは資産の再配分を目的とした税金でござりますけれども、その際に、私どもとして考えなければならない点が二点あると思います。それは一つには、確かに財産の再分配をやられた税金でござりますけれども、一体どの程度の人たち、どの程度の財産からそらいういう問題でございます。それなればならないかという問題でございます。それに対しましては課税最低限といつもがござりますけれども、これをたとえれば四十年のうちに五人の場合のものをそのまま置いておくと仮定いたしまして、それを超えて相続税

を課税される死亡者というものがどんどんふえてくる、あるいは相続人がふえてくるというのも、それをそのまま放置しておいていいかということがあります。

確かに土地の値段が上がりましたことにつきましてはいろいろな要因があつたと思いますし、それはもちろん一つには、ここ六年間とつてまいりましめた供給促進という、土地の譲渡所得の特例といふものもそれに対する一つの原因になつてゐることは、私も否定いたしません。しかし、それは言いましても、やはりいろいろな要因で地価が上がつてしまいまして、どれくらいの人数の人から財産の再分配をやつたらいいのか、どのくらいの財産家から再分配をやつたらいいかということが上がつてしまいまして、現実として上がつてまいりました地価というものをどうしても頭に置きながら調整を加えなければならないものだと思つております。

それから、もう一つ考えなければなりませんことは、それではどの程度財産の再分配をやらなければならぬかという問題でございます。これは累進税率の問題だうと思ひますが、これもやはり何が何でもある程度でき上がるがつておった累進構造というものを、そのまま維持しなければならないのか。その後に起きましたところの地価の上昇、物価の上昇を反映しまして、いわば十年前程度に考えました累進度といふものと、今日そのままの税率を適用しました場合の累進度といふものとを比較いたしまして、それが地価、物価の上昇によって非常にきつくなつておるという場合に、やはりこれは調整の必要があるのだろうと思ひます。そういう意味で課税最低限なり税率なりにつきまして、やはり御指摘のような後追いと申しますが、これが追認と申しますか、調整措置はある時期には必要になったのだと思つております。

○松浦(利)委員 局長の言われることも私はわかりますね。だから、金額だけでは律せられない面があるのですね。それはまた後でいろいろ御議論をお願いしたいと思うのですが、しかし、その地

価の高騰によつて利益を得た者が課税を受ける、これは当然でしょう。地価の高騰によつて利益を得た者は課税の対象になるのだ、この原則はどうですか。私の言つていることは正しいでしよう。

○中橋政府委員 地価の高騰によつてそのときに利益を受けた者は、全部そのまま過去におきます同じ相続税を課税していいのかという問題でございます。

それで、今回、たとえば平均的に宅地が四十一年から今日まで約四倍になつておるというふうに数字が示しておりますから、課税最低限を約四倍にしていただこうという提案をいたしておりますが、それは実は平均的な調整措置を考えます場合には、あるいは非常に有利に土地を取得して何倍という地価上昇になつておれば、これはもう四倍という課税最低限の引き上げを上回つて課税を受けるわけでございますので、おっしゃいますような点というのは、今回の課税最低限でもやはり完全には調整し切れていないのではないかというふうに思ひます。

〔浜田委員長代理退席、山下(元)委員長代理着席〕

○松浦(利)委員 これは非常にむずかしい議論で、それでは具体的に四千万円の基礎控除といふものが妥当かどうかという問題、あるいは税率の問題等いろいろいろいろあると思うのですね。しかし、こういった問題については、後から詳しく述べかの委員から御質問があるので私は省略しますが、基礎控除の四千万円といふのは一体どういうものなのか、どういうものを數字的に四千万と規定づけたのか、その点をひとつお聞かせいただきたいと思うのです。

○松浦(利)委員 それではさらにもう一つお聞きしますが、税率を緩和したという理由は何ですか。上方の七〇%から七五%と、五億円を超える金額についてはわかりました。しかし問題は、この税率表で税率を実際に緩和されておりません。控除を四千万円した、さらにその上に課税する税率の緩和に踏み切った理由は何ですか。

○中橋政府委員 それは相続税を考えます場合の正の一本基準の年といふように考へております昭和四十一年におきまして、配偶者と相続人四人の場合の課税最低限が一千万円でありましたことをベースにいたしまして、その後におきますところ

人から相続税を課税し、財産の再配分を行わなければならぬかといふことのほかに、もう一つは、それではどの程度再配分をやるというか、その程度の問題として考えなければならないと思ひます。

それで、四十一年ころにございました税率とし
うものをそのまま置いておきまして、一方、今日
の地価、物価の上昇というものがそのままあります
すれば、累進度というものは当時に予測しました
ものよりもかなりきつくなるわけでございます。
それを調整しなくてもいいというお考えも成り立
ち得ると思いますけれども、先ほど来申しました
ように、追認というおしゃかりを受けましたけれど
も、調整という措置をとるということになります
れば、やはり税率についても同じような調整が必
要なわけでござります。

摘の点がござります。財産の再配分というものをこの地価の上昇下においてもう少し考え方直してもいいのではないかというお考えもござりますから、私どもいたしましても、課税最低限は四倍に上げていただきますけれども、税率の緩和はそんなり度に考えておりません。たとえば、一番下の税率一〇%がかかります階層の幅を広げるにつきましては約三・三倍ということで四倍を下回った数字をとっておりますし、それから漸次上の財産階層に至るにつれましてその倍率というものを引き下げてまいりまして、上のほうでは一・七倍にとどめであります。

それからもう一つ、だんだん上に緩和してまいりますから、いまお話しのように、最高税率七〇%といいますのを七五%まで引き上げるという措置も、あわせてさせていただきたいと思っておるわけでございます。

○松浦(利)委員 この表でいきますと、資産を持つお人は相当大幅な税率緩和を受けるのですね。だから私は、こんなにまでして資産を持つた者に対して優遇する必要はないのじやないかと言ふのです。四千万円の控除をしてやつた上にさら

に税率で緩和してやるのだから、それは大変なものだけ、と言つては言葉が悪いですが、今までに比べれば、資産家は大変に優遇されるという形になることは間違いないと私は思うのです。われわれから見ればそういう感じです。

しかし私は、それを全部が全部悪いと言うのじゃないのです。いわゆる水平相続、すばり言つて奥さんが相続するときには、極端な言い方をする私はただでいいと思うのです、二分二乗方式というのがあるわけですからね。ただ問題は、奥さんが相続する場合の金額の問題がまた一つありますね。だから、原則としては西ドイツがとつていうような方式、これは私が調べてみた範囲ですからよくはわかりませんけれども、妻の相続財産については、死別の場合には相続財産の四分の一について婚約中の付加利得の精算として生存配偶者の法定相続分に含める、さらに潜在的持ち分として四分の一が加わって、遺産の二分の一は無税という一つの原則が西ドイツでは立てられておるのですね。

と同時に親子の関係ですね、垂直相続の場合、これは私は控除をある意味で広げることもいいけれども、しかし税率はもつともと高くしていいんじゃないいか、もっと高くすべきじゃないかというふうに思うのですよ。

特に水平相続の場合については、わが党の委員会から本委員会では再三にわたって議論をされることだと思うのです。だから、そういう問題について将来の方向としては、相続税として全体のそういうあり方について基本的に議論をされるという方向づけがあるのかないのか。ただ単に追認というか、こうで、いまある法律そのものを改正していくにとどめるのか、それともそういう方向に発展をさせて改めていろいろとするのか、そういう点をひとつこの際基本的な問題としてお聞かせいただきたいと思います。

○中嶋政府委員 いま御指摘の第一点、水平相続と申しますか同世代の相続、特に配偶者への相続の場合について相続税を非常に配慮すべきである

という御意見、これは私ども全く同意見でございます。それで今回、そういう観点から、現行法にございますような金額制限を撤廃いたしまして、いわば青大井にしていただきたいということを考えるわけでございますが、その場合にも完全に配偶者への相続については税金はかけなくていいんではないかという御意見ももちろんござります。また、そういうことをやろうとしている国、たとえばイギリスの現在の改正案でございますが、そういう国もございますが、これは現にやつておる国はございません。それから、二分の二まで配偶者への非課税というものをやっておる国がござりますけれども、これは民法の夫婦財産制度というものがいわば共有財産というものにかなり原因を持つておるようでございます。

いまお示しの西独につきましては、確かに配偶者の相続税につきましての配慮は、わが国の現行法のように限度を設けていたわけでございますけれども、今回改正されまして、いわば婚姻中に増加しました財産につきましては二分の一は課税対象から除こうということになったようでござります。今回わが国で御提案申し上げてやっていただこうとしておりますのは、まだ夫婦財産制度といふものがそこまでいつておりますませんから、いわば普通の家族形態におけるこの配偶者の法定相続分三分の一までというのは、全部そこまで取得なされば相続税を課税しないという制度をとつたわけでございます。

それから、御指摘の第二点は、いわゆる垂直相続についてもっと重くしたらいんではないかという点でございます。現在でも、今回提案いたしますように配偶者についてそういう制度を導入していただきますれば、いわば相対的には垂直相続については重くなるわけでございます。

それからもう一つ、現行法におきましては、垂直相続でござりますけれども通常考えられる相続の流れに従つての相続の場合でなしに、いわば一親等の血族以外に相続財産がいつてしまふといふ場合につきましては、現在、普通の税額のほか

に二〇%加算をしておる制度を持っております。したがいまして、その点につきましては、おそらく垂直相続について重くしろというお話は、子供の垂直相続というお話ではございませんでしようから、大体通常の流れ以外のところにいつたといふものについてはすでに現行法にござりますので、いまお示しの水平相続についての配慮、これは今回提案をいたしましたものは、現在の民法の夫婦財産制度のもとにおきましてはかなり考えたつもりでござりますし、垂直相続につきまして重くするということはすでに現行法でございまして、程度の差はございますが、これ以上さらにつけるということはちょっとむずかしいんじゃないかなというふうに考えております。

○松浦(利)委員 ちょっと斧弁が長かったので私の聞き違いかもしれません、まず水平相続の場合、特に妻というものの地位がこの税制から見るところよつとやつぱり問題があるんじゃないか。これは正確な言葉ではありませんが、財産の潜在的持ち分といいますか、そういうものに対する立場がまだ確立されておらないからこうだというお話をよくあつたのですが、これは本委員会に小林さんという女性の委員がおられますから、政党は違うが女性の立場で相当議論をしてもらいたいところなんですが、そういうところから見て、逆に言うと、配偶者に対する贈与——相続と違つて今まで贈与する場合、これにやつぱり格差が出てくるわけですね。ですから、妻が相続した場合に初めてある程度重く見られるので、相続人という枠の中で重要視されるのであって、現実的に生存中の贈与というものに対しても非常に低く見られておる。私はここは問題だと思うのです。

本委員会でも再三議論をされておるところでありまして、やはり妻の潜在的持ち分というものをわが国も認めるべきじゃないか。少なくとも認めなければ、憲法上解放され、また平等の地位にある婦人というものが税制面では若干下に見られておる。非常に矛盾が起こつてくると私は思うのですよ。そういう問題について、ここで幾ら

議論してみても、出されておるのですからどうにもならぬことですが、一体、大蔵省ではまじめに議論をしておられるのか。将来そういう方向に進むしようと思っておられるのか、その点をひとつ明確にこの際お聞かせいただきたいと思うのです。

○中橋政府委員 いわゆる配偶者の財産承継につきましての地位については私ども非常に真剣に考えてきたつもりでございますし、今回、いろいろ御批判がござります中であえて制限なしに三分の一の相続税についての配慮を配偶者について行いましたということは、ひとつお認めいただきたいところで、贈与につきまして一体そういう考え方があつたのかというところでございまするけれども、私どもは、贈与につきましては現在の民法の夫婦財産制度といふものが今日の形のままでございますれば、なかなかそこは割り切りがたいので、贈与につきましては非常に困難ではないかというふうに思つておるわけでございまして、民法の考え方をまず改めていただかないといふのはむしろ、配偶者の地位は財産承継についてあるいは財産制度について非常に進んでおると思ひますけれども、問題は民法でございません。もちろん、それは非常に考えて今日やつてきましたけれども、やっぱり何と言いましてもその前提となりますが、夫婦財産制度といふものが基本でございまするので、むしろそういうところから夫婦といふものの問題を考えていただくというのが、私どもとしても今後のこういう問題の展開については一番やりやすいのじやないかというふうに考えております。

○松浦(利)委員 それは民法上の問題もあるでしょう。しかし問題は、そういったものが恩恵的な制度として行われておる。しかも、これが恩恵的な制度としては限度だというところを言っておられると思うのですよ、率直に言つて。民法上のたてまえがあるからこれ以上云々ということですよ

ね。となれば、やはりそういう原則に立ち返つて、民法なら民法を見直す必要があるんじやないか。大蔵当局でもそういうお考えなんだから、もう限界だということになれば、やはり一つの内閣すね。この際、政務次官がおられるのですが、政務次官、そういうものについてどのようにお考えになりますか。

○森(美)政府委員 ただいまこの問題に関しまして法制審議会で審議をされておりますので、それを待つて私も考えたいと思います。

○松浦(利)委員 法制審議会を待つて云々じやなくして、法制審議会といふのは内閣なら内閣の意図といふものについてどうかということを判断するのも審議会なんですよ。隠れみのでは、それだから私が聞いているのは、内閣の意図はどうなのか、そういう方向で検討することが可能なのかということを質問しておるので。それを審議会にかけるくらいなら、何も私は質問しなくたつていいじゃないですか。審議会を隠れみのに使えばいいんだから。政府側が態度を決めて、どうなるのか、間違つておるか、正しいかとどう判断を求めるべきなんですよ。だから、そういう点が非常に納得できないですね。——政務次官ですよ。大臣のかわりに来ておられるんだから。

○中橋政府委員 法務省のことです。法務省のことでござりますので、私どもよく承知をいたしておりませんけれども、民法、刑法、その他の法律につきましては、法務省の今日までのいろいろな改正案の審議につきましては、法制審議会の審議といふのを非常に

よろしく、日本の大蔵省はそういう問題についてやら議論をさせようとしない。逃げようとする。私は決定的に、そうしますなんという答弁を求めておるんじゃないですよ。もっと内閣でこういう問題について議論をして、法制審議会なり何なりにお詰りになる意図はありませんか。こう聞いていいのだから、なければならないで結構です。なければないと言つてももらった方がかえつていいんですね。

○森(美)政府委員 いまの松浦先生のお話、よく承つておきます。

○松浦(利)委員 しかし、実は私はこの点だけに焦点をしぼってきましたんですよ。余り簡単な法律なものですから。承つておきますといふんでは、それは私たちが幾ら質問したって、承つておくぐらうなら何も質問しない方がいいんじやないか、飯の時間まで割いて。

○松浦(利)委員 あなたがさつきから話しておるまでも法務審議会の御議論をまとめていただく

す、それじゃ私は政治じゃないと思うのです。だから、そういう点はもっと前向きに御答弁できな

いでしようかね。だったら、もう一切ここで質問を打ち切つて、大蔵大臣と打ち合わせをしていた

よ。あなたの方が承つておくというなら、私の方も議事運営についてこのような提案をしたいと思

うのです。

○中橋政府委員 民法の分野は、申しわけございませんけれども、法務省でござりますので、私どもの方でとやかく申し上げるわけにはまいりませ

んが、われわれとすれば、現在の民法のもとにねじやなくて、刑法改正試案だって、あれは政府の意見はだいぶ入つているんだからね。任せつ放

しょ。それでどうかということも決めなければいけないんだから。政府側が態度を決めて、どうな

ことか、間違つておるか、正しいかとどう判断を求めるべきなんですよ。だから、そういう点が非常

に消極的なんですよ。

○中橋政府委員 もちろん、いま松浦先生がおっしゃいましたよ

うに、恩恵といふうには私ども考えておりませ

ん。これはやはり同世代間における相続、財産移

転であるということとか、配偶者がその財産形成につきましてあるいは維持につきましてかなりの寄与をしておるというようなことを考えた上のこ

とでございます。しかし、決してそれは女性なるがゆえにそれに対する相続税の恩恵をするという

ようなことでの問題でございませんで、むしろやはり相続税制として考えていくわけでございま

す。

ただ、その場合におきましても、やはり今回御

提案申し上げておりますように、一体三分の一と

いうのが相続税におきますところの配偶者への配

慮として適当であるのかどうかというような問題

は、なお残つておると思います。その場合に、通常の夫婦財産の共有制度を持つておる国例にも

ならいますし、またいま、さつきからいろいろお

話のようすに、夫婦というのはやはり一対でござりますから、二というのがそもそも当てはまる

数字ではないかという考え方もちろん基本にはありますから、

あるわけでございます。そういう点は、なおわ

われとしても、今後の民法の改正案に対する御議論というものの考え方ながら進めてまいらなければなりません。せんけれども、それでは直ちに、夫婦は一対一でござりまするから、すべて財産というのは共的に考へる、あるいは二分の一といふものは常に相続においても贈与におきましても非課税にするというところまで割り切るには、なかなかまいらぬわけでございます。

たとえば、私どもが三分の一ということでお提案をいたしましても、やはりそれには何か制限をつけるべきではないかという強い反論がござります。私はもちろんその反論というのも、今日のわが国の状態からすれば当然のことだと思います。しかし、それでもなお私どもは、配偶者の地位というのから考えれば、今日までわれわれがつてまいりましたような金額の限度というのを設けるのは余り適当ではないのじやないかということでお提案を申し上げておりますから、私どもは、いまの日本の現状におきますところの夫婦財産に対する考え方というのから見れば、かなり進んでおる措置をお願いしておると思つておるわけでございます。

今後ともなお、そういうた民法をめぐりましてあるいは夫婦財産のあり方をめぐりましての御議論を考えながら、相続税、贈与税の配偶者への承継問題というのを検討してまいりたいと思っております。

○山下(元)委員長代理 松浦君御質疑を……。

○松浦(利)委員 私は議事運営の提案をしておるのです。私は運営についての提案をしたはずですよ。

○山下(元)委員長代理 ちょっと速記をとめて。

○山下(元)委員長代理 [速記中止]

○山下(元)委員長代理 速記を始めて。

○森(美)政府委員 森政務次官。

私どもからよく法務省当局に話をしまして、法制審議会でこの議論をしてもらうようにいたしたいと思います。

○松浦(利)委員 そういうことにつけばまたほかの委員からも御質問があるのでどうから、私は以上でとめておきます。

統いて、一番問題になります農地相続の関係についてお尋ねをしておきたいのであります。それからまた、農地相続に関連をして、生活基盤に關する生存権的財産についての問題、二つだけを最後に質問して終わらせていただきたいのであります。ですが、この農地相続については、納稅猶予制度を特別措置で設けるということで、これは租稅三法の議論のときにまとめてされたのであります。が、一応相続税との関連でお尋ねをしておきたいと思うのです。

につきましては、いわゆる土地の利用についての相当の制限がございます。農地法その他にございましては、市街化区域、市街化調整区域といふことが漸次行われてまいりましたし、またその後におきましては、市街化区域、市街化調整区域といふうなものも設けられ、いろいろそういうたるもののがありますものも設けられ、いろいろそういうたもののがありますけれども、何と申しましても、いわゆる農地に対する利用の線引きといいますものがまだまだ浮動的のようでございます。と申しますのは、現に農地から宅地になつて整備が行われてまいりましたけれども、何と申しましても、いわゆる農地に対する利用の線引きといいますものがまだまだ浮動的のようでございます。と申しますのは、現に農地から宅地になつて住宅地になるというものがかなりあります。そういういたしますと、相続税を課税いたします場合には、農地の評価をいたします場合にも、近傍類地の農地の売買実例等を参考して評価をいたさなければなりませんが、近傍類地の農地の中で、都市化の現象に伴いまして、たとえば道路になる、たとえば宅地として売られるというようなものとしてかなり高い譲渡価格を持つておるものがあるとしているわけでございます。特にそれは、大都市圏周辺に一番大きくあらわれるわけでございます。

それは本来、考えてまいりますれば、農地に対する線引きというのが確固不動のものとして維持せられます限りにおいては、いわゆる農地の宅地化といふ現象がなくなる地域があるはずでございます。そういたしますと、今日行っておりますような農地に対する評価として、近傍類地の宅地になるものとしての売買実例の評価というのも、そういう線引き内にありますところの農地については存在し得なくなるわけでございます。

ところが、現在の事情を見てみると、そういう線引きのいかんにかかわりませず、現に農家の意思によりまして宅地化する、売れば売れるというような状況が非常に多うございますから、勢いやはり近傍類地でそういうたった売買実例を参考した評価をとらざるを得ないわけでございます。

それに對しまして、そんな高い評価というのとは、われわれ真に農業を今後とも永続しようといふ者にとっては酷過ぎるのでないかという声がございました。

出でてきたわけでございます。もちろん私どもも、そういう御意見について十分検討をいたしました。確かに本当に農業を永続される方について、は、近傍類地といえども宅地になるとしての値段をそのまま評価としてとるのはなかなか無理でございましょう。

そういうことで、本当に農業を永続するという人についての農地に対する相続税の問題を何か考える余地はないかということで検討いたしましたけれども、現実には農地の評価としますれば、近傍類地の評価を持つてまいりまして時価を評定するより手はないわけでございます。しかし、その中で本当に農業を永続してやる、いわばみずからが線引きをするというような形の方につきましては、近傍類地で宅地になるような価格を前提といたしましての相続税をそのままそこで取るのはいかがなものであらうか、納稅猶予の制度というのをそこに考えられないものかというふうなことを、今日の農地の生前一括制度とあわせて考えてみたわけでございます。

そういうことにいたしまして、自分は農業を永続してやるという人につきましては、それでは宅地並みの評価の部分につきましては相続税の納稅を猶予いたします、ずっと農業をやっていただければ、その部分につきましてはそのまま納めていただく必要もなくいたしましよう、ということを考え出したのがこの制度の発想でございます。現実には、もちろん次の相続あるいは二十年たつという期限を設けましたけれども、大体基本的にはそういうのはどういう解釈で成り立つのですか。

そういう構想で今回御提案を申し上げておるわけでございます。

○松浦(利委員) これはまた後で議論しますから、余り深くは質問いたしませんが、この農業投資價格という言葉、これは私は非常に問題があるのじやないかと思うのですよ。仮に農地を相続した場合、農業を継続しようとする人はもめ税金はかかりませ

ん、もう全然税金はかかるのだ、これが今度のこの相続税の一部改正の目玉だ、だから農家の方には安心してくれということが言えるのかどうかですね。

私は率直に申し上げて、農地というものは生産手段だと思います。だから、農業収益というものを基準にして決められるべきものだと思うのですよ。農業収益以上のものをかけていたら、農家は土地を放す以外にないわけですから、少なくとも農業収益というものを基準に置いていくべきだと思います。ということになれば、そういうものを全体的に判断して農業投資価格というふうなことを言っておるのか。同時に、いま農業をしておる人たちは、このことによってもう一切相続税もあるいは贈与に関する限りは税金はかかりませんということを、ここで明確に言つていただくことができるのかどうか。また改めて議論はいたしますが、その点だけきょうはお聞きしておきたいと思います。

○中橋政府委員 生産手段として土地を持つておるからということで相続税をかけないというわけにはまいりませんし、農家がそういう大きな土地を持つて生産を営んでおるから、今回の制度でも相続税がかからなくなりますということももちろん言えないのでございます。

そういう判断をいたします場合には、先ほどいろいろ御説明いたしましたように、やはり課税最低限を値に超えれば相続税を納めていただかなければなりませんし、今回御提案をいたしますような猶予制度が導入されました暁におきましても、課税最低限を超える部分があれば、その部分はまずその相続のときに納税をしていただきなければなりませんし、それからいま御指摘のようないわゆる農業投資価格を上回る部分に対応する相続税につきましては納税の猶予をいたしますればとも、やはりそれは農業を継続してやっていただかなければならぬ、そういう条件をずっと満たしておいただかなければならぬ。その間におきまして、途中でもう農業をやめたという方も出てくる

わけでございますから、その人たちについては、やはりその上の部分の相続税も納めていただかなければなりません。したがいまして、今回の改正によつて農家の相続税はもう納めなくてよくなつたと言つうわけにはまらないわけでございます。

しかし、今回御提案いたしておりますような、たとえば配偶者と相続人四人の場合の課税最低限四千万円ということが実現をいたしましたれば、かなりの程度の農家については相続税の問題といふことは起こらなくなると思いますし、その上に相続税の納税猶予制度といふものが実現をいたしましたすれば、ますますそいつたことになると思いま

す。○松浦(利)委員 聞いておると大体そういうことでわかるのですが、しかし、事実問題として、私は農業を継続する場合といふことを聞いておるわけです、農業を中断した場合は当然いたゞくわけですから。一番問題になるのは都市近郊だと思つたのですが、都市近郊農家といふも、農業を継続する限りは税金はかかるのか、その猶予も含めて

だけだけれども、猶予をするということによつて実質的に手出しはないわけだから、それを続ける限りは大丈夫ですよという、そういう方向をとつておるのか。それとも、一定限度以上の規模の人とはやはりかかりますよ、ということを言っておるのか、その点をひとつはっきりさせてくれませんか。

○中橋政府委員 いまお話しのように、農業をす

るだけの財産といふものから、一定の基準ですね、個人住宅とかあるいは零細企業規模とか、そういうたるものについても、土地と同様にこういった方法を考慮する余地はあるのかないのか、将来の方向として御議論いたゞく意思があるのかないのか、その点も

お聞かせいただきたい。

○中橋政府委員 いまおっしゃいましたように、生活の基盤となつております生活用の財産あるいは生活を支えます基盤となつております事業用の財産といふものについて相続税をかけないよう

するというの、私は課税最低限の高さの問題と

して考えていただきたいのでござります。したが

いまして、おっしゃいますように細々とやっておる事業の財産というのは、それがかかるようでは

課税最低限の高さというのがあるのは低過ぎるの

かもしれません。どういった事情で課税になるか

ということをやはり考えてみなければならないと思ひますけれども、いずれにしましても、それは

課税最低限の高さというごことでお考えをいただきたいのでござります。

ただそこで、今回措置法でお願いをいたそうと思つております農地についての相続税の猶予制度と

いうものが導入をされますと、同じような考え方

が中小企業についても行われないのか、あるいは

一般的な住宅財産についても行わないのかという御議論が直ちに出てまいつておることはよく承知をいたしております。しかしそれは、先ほど御

説明をいたしましたように、実は基本的にかみ合

ます。まさに農地についての評価につきまして、その利用制限というのが本当に確立をいたしますれば生じた、私どもが住んでおる住宅用地についても、そういうことはないわけでございます。

そこで、今回特例としてお願いをいたしており

ますのは、いわば農地についての縛りというも

のを税制上だけではつきりとつけていただけれ

ば、それに沿つたような課税ができるような仕組みというので考えたわけでございますので、こう

いう制度ができましたから、それではほかの土地

についてもすぐ適用できるなということにはなか

なかまいらない。したがいまして、そういうこと

は、この制度を認めていただきまして、ちょっと

とすぐさま類推適用というのはむずかしいのだと

うと思つております。

○松浦(利)委員 私は決していま言つておること

を否定するつもりはないのです。ただ、将来の税

制のあり方として、金額的なものだけで基準を求

めのではなくて、控除部分を金額だけを高めるにとよつてきめるのではなくて、生存権を守るために財産として、一定規模とか一定面積というようなもので控除をしていくといふことも一つの方法ではないだろうか。余り金額だけでいくと、青空になつて非常に矛盾が起つてくるわけですから、そういうものを改めるために、一定規模、一定面積というものを認めていくというような、これは極端に言うと、抜本的な改正のあり方ですね。そういう生産権を認めた財産課税というか、そういうものについてやはり方向づけとしては将来の問題として議論をしてもらいたい。

そういう点について政務次官なり大蔵当局の御意見を承つて私の質問は終わりますが、これは簡単な法律ですけれども、しかし、もし答弁がおかなければまたここに座り込みますから、明確にひとつお答えをいただきたいと思います。

○中橋政府委員 今日のわが国のように非常に都市化現象が盛んになりますと、いまおっしゃっておりますような問題が確かにございます。私どもが課税最低限を考える場合にも、先ほど申しましたように、生活上の基盤としての居住用財産、あるいはそれを支えておりますような事業用財産というものをどの程度から課税したらいいかということを考えるわけとざいまするが、それがたとえば東京の中におきますものと、地方の非常に端っこにおきますものとではかなり違うことは確かでございます。ですから、そういうものを同じようによく考へるために、実物的に課税最低限を考えたらしいのではないかといふ御議論もあることとも確かでございます。

その場合に私どもが考えなければなりませんのは、一体、たとえば相続税の課税を受ける人がどういうような財産形態でもつてその遺産と、いうものを持つておるのかということを、税法は余り干渉しないというのが一番いい姿であろうと思つております。

「山下(元)委員長代理退席、委員長着席」

また、もちろんの人でござりますから、自分は借家に住んで、しかしながら動産にいい物を持つていうふうなものを持ちたいという人もございましょう。

ございましょう、あるいは宝石に非常に選好を持った人もございましょうから、いろんな財産形態に

対する選好というものは相続税の上では余り配慮しないということを考えますれば、やはりどうしても金額ということにならざるを得ないのでござります。

金額の中でお好きな財産をお持ちいただいて支障がございませんが、東京におきますところの同じ二百平米と、地方におきますところの二百平米でござりますけれども、そこは値段の違いというものはのみ込んでいただきまして、課税最低限を超えれば、やはりそれは売れる値段でござりますから、東京都ではやはりいまおっしゃいましたよに四千万円の評価がつくかもしれません。それから、地方におきましては同じ二百平米でも二百五六十坪でござりますけれども、そこは値段の違いといふものはのみ込んでいただきまして、課税最低限を超えれば、やはりそれは売れる値段でござりますから、もう少し広いところが買えるのでござりますから、そういう処分時価とということで一律に考え方でござりますけれども、そこは全体として課税最低限の高さで考えるということにどうもならざるを得ないでございます。

○松浦(利)委員 ちょっといまの局長の御答弁は不用意だと思うのですよね。高ければ土地を売つて、どこかでまた生活をしてもらわなければなりませんけれども、それは今日まで十分そういう御

議論のあることも承知しながら、私どもとすれば、ただいまある申しましたように、実物的な課税最低限ということになしに、やはり金銭評価を

もとにしましたところの課税最低限にどうしても帰着せざるを得ないという経緯がござりますの

で、いまここでまた、もちろん検討は常にやつておるわけでござりますけれども、そういう方向をとり得る余地があるということは、実はこれまでの研究から言いますとなかなかむずかしいという

ことを申し上げたわけでございます。

○松浦(利)委員 どうもやはり生存権の問題です

つ課税すればいいのだ、課税すればいいのだといふ言ひ方は、私は問題があると思う。

だから、さつきから言うように、さらに生存権

の財産というものについての議論をしていく考

えありますかと聞いておる。将来にもないといふ

ようにあなたは言つておるでしょう。それでは矛

盾が拡大するだけだから、そういうことを将来に

向かつてさらに検討してくれませんかと、こう聞

いておる。それでもせぬせぬと言つながらそれでも

いいですよ。

もう政務次官の方がいいのじゃないですか。

○森(美)政府委員 現在の社会構造からいきまし

て、課税最低限という金でもってすべてを律する

ということは、やはりこれはわれわれ反省しなけ

ればならないことだと思います。いま松浦先生の

御提案はよくわかりますが、そういう意味におき

まして、私ども、金だけがすべてでないのだとい

う気持ちで今後やつていかなければならぬとい

うことを心に感するものでござります。どうか、

現在のところはとりあえず課税最低限で律してい

ることは御了承いただきたい、こう考えます。

○松浦(利)委員 終わります。

○上村委員長 次に、昭和四十八年度歳入歳出の

決算上の剩余额の処理の特例に関する法律案を議題といたします。

本案は、去る十四日質疑を終了いたしております。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

○山田(耻)委員 本件は、去る十四日質疑を終了いたしました。

本件は、去る十四日質疑を終了いたしております。

これより討論に入ります。

○松浦(利)委員 どうもやはり生存権の問題です

からね。金額でいくと、都市部に住んでおる人た

の評価額というのは高いですよね、田舎に行け

ば行くほど緩やかなんですから。ということにな

れば、田舎に行けば行くほど生存権の財産はだ

つとよえていくわけです。都市部における人たちは

縮小されていくわけですね。その矛盾というもの

は非常に大きく出てくるわけですよ。だから、そ

ういう矛盾が出てきているにかかわらず、なおか

の処理に対する政府の姿勢がきわめて安易であ

ります。

私どもが本案に反対する第一の理由は、剩余金

り、国の財政の健全均衡を保障していく原則規定である財政法を便宜主義的に取り扱っている政府の政治姿勢に、深い危惧を感じます。

現在の減債制度の中におきまして、財政法第六条の規定による剩余金の二分の一の繰り入れが、補完的な役割を担うものと位置づけられているとしても、原則として公債発行を制限し、健全財政主義を表明している今日の財政法の立場からすれば、剩余金はまずこれを減債基金に充てるべき性格のものであつて、それゆえにこそ、財政処理の基本法たる財政法に剩余金の使途制限規定が設けられていると解すべきであります。

このように考えてみると、当面の財政事情に便宜主義的な施策であり、減債制度の意義や効果をゆがめるものであると言わざるを得ません。第二は、今回の特例措置が国債の個人消化を促進するという面において悪影響を与えることが避けられないという点であります。

現在、国債の消化は、そのほとんどが市中金融機関によってなされ、それが一年経過すれば日銀の買いオペの対象となつております。このことは、成長通貨の供給方式の一つであつて、すぐれて金融政策上の問題であるといいながら、これが通貨の過度の増発を招き、インフレ助長要因として働くのではないかと強く懸念されているのであります。

したがいまして、国債発行については、眞の意味における市中消化の原則を貫くことが必要であり、個人消化の促進を図ることが望ましいことは言うまでもありません。そのためには、何といっても、政府は国債政策の運営に当たつて、常に公正で節度ある態度で臨み、国民の理解を得ることが大切であり、また、そのことが個人消化の促進策の礎石となつていなければなりません。

今回の特例措置は、このような国債政策についても、国民の信頼を高めるという方向に逆行するものであることを、政府は強く認識しなければな

らないのです。

第三は、国債管理政策上からも国債整理基金の財源を充実させておくことが肝要であるという点であります。

現在、いわゆる建設国債の残高は約十兆円に達し、利子支払い額も數千億に上っております。このような現状を顧みますれば、国債の発行量を圧縮することはもちろん、累積している国債について、償還資金に余裕を生じた場合には、金融情勢等の推移に即応しながら、できるだけ繰り上げ償還等の措置をとり、財政負担の軽減を図るべき時期に来ていることは間違ひなく判断されるのであります。

このやり方こそが、将来にわたり財政の弾力性を保持し、問題となつてゐる財政硬直化の打開にもつながるものであることを厳しく指摘しなければなりません。こうした点から見まして、今回の特例措置は、長期的な視点を欠いた場当たり的なものであることを明らかに指摘しておきたいと思ひます。

以上、本案に対する反対の理由の一端を申し述べて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○荒木委員長 荒木宏君。○荒木委員 私は、日本共産党・革新共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和四

十八年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案について反対の態度を表明して討論を行います。

反対の第一の理由は、本法案はインフレ抑制のための公債政策は、わが党がかねてから主張しておりますように、長期国債の発行といふ役立たないばかりか、多額の長期国債の発行といふインフレ政策に根本的メスを入れることになつていい点にあります。

そのためには、何といっても、政府は国債政策の運営に当たつて、常に公正で節度ある態度で臨み、国民の理解を得ることが大切であり、また、そのことが個人消化の促進策の礎石となつていなければなりません。

今回の特例措置は、このような国債政策についても、国民の信頼を高めるという方向に逆行するものであることを、政府は強く認識しなければな

き、このような多額の長期国債の発行を行いつつ、しかも剩余金を原則どおり国債整理基金に繰り入れず、その五分の四を一般会計に入れる

こと自体、政府にはインフレ抑制の意思が全くないものと言わざるを得ないのであります。こういう点から見れば、本法案は、広範な国民が要求している物価安定、インフレ抑制の実現の方向とは全く相入れないものと言わざるを得ません。

以上の理由を述べて、反対討論を終わります。

(拍手) ○上村委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案に反対の討論を行います。

政府は、この法律案の提案理由を、土地の譲渡所得税等が大幅に増加したことにより予想外の自然増収が生じたこと、また昭和五十年度予算については当面の財政事情を勘案する必要がある等といたしております。

しかしながら、財政制度審議会の報告によれば、公債発行下の財政では剩余金の発生は少なく、四十八年のようによく予想外のことであると言つてはいることは、全く予想外のことであると言つてはいることは、財政硬直化を一層促進するということは明らかであります。

第三の理由は、かかる膨大な剩余金が発生する根本原因である重税政策を放置したまま、その点にメスを入るものになつていいことにあります。

高度成長を促進した急激な財政膨張を歳入面から支えてきたのが、自然増収という名の増税政策にあり、しかもその大宗は所得税に置かれ、国民収奪を強化することにあつたのであります。このことは、昭和四十八年度の所得税減税は約三千億円という膨大な長期国債発行が予定されており、その規模は戦後第三番目の巨額なものに達していきます。実質GNPがマイナスに落ち込んでいると

なくなりません。

しかるに政府は、それを一般財源に投入し、一千億を超える軍事費や繰り延べ分も含めて三兆二千億を超える産業基盤中心の公共事業など、従来の大企業本位、対米従属の財政の仕組みを維持し続けようとしているのであり、わが党の絶対認めることのできないところであります。

め、四十九年度に行つたように買入消却を行なうべきであり、そのことが政府の言う引き締め型予算に通ずるものと考えます。

また、百歩譲って、特別措置を講ずるとしても、予算の憲法ともいはべき財政法の変更等の重要事項については、予算案を提出した後などといきわめて審議期間の限られたときに提出すべきではなく、予算編成前の臨時国会等で十分審議を尽くすべきではなかつたかと思うのであります。

この点からも、こういつたあり方には納得できません。少なく、予算案を提出した後などといきわめて審議期間の限られたときに提出すべきではなく、予算編成前の臨時国会等で十分審議を尽くすべきではなかつたかと思うのであります。

最後に、政府の提案理由による当面の財政事情、すなわち、景気が不況で歳入の伸びが期待できないとか、財源があるとかないとか、そのときの御都合主義で財政運営を行うことは、財政法の精神を踏みにじるものであり、認めるわけにはいきません。

以上、簡単でありますが申し述べました理由により、政府案に反対するものであります。(拍手)

○上村委員長 これにて討論は終局いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○上村委員長 暫時休憩いたします。
午後一時十三分休憩

午後四時九分開議

○上村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

入場税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。増本一彦君。

○増本委員 初めに入場税からお伺いいたします。

五十年度の入場税の税収見込みは一応三十億円というふうになつておりますね。これは国税收入十八兆二千億円の何%になるのですか。

○中橋政府委員 ○・〇二%程度でございます。

○増本委員 ○・〇二ではなくて、○・〇〇二で

五十年度の入場税の税収見込みは一応三十億円というふうになつておりますね。これは国税收入十八兆二千億円の何%になるのですか。

○中橋政府委員 ○・〇二%程度でございます。

○増本委員 ○・〇二ではなくて、○・〇〇二で

五十年度の入場税の税収見込みは一応三十億円というふうになつておりますね。これは国税收入十八兆二千億円の何%になるのですか。

○中橋政府委員 ○・〇二%程度でございます。

○上村委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○上村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○上村委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○上村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

もやはリサービス課税というものにつきましても、国税、地方税を通じてある程度の課税が行われるのは至当ではないかと思つております。すでに国税におきまして入場税、地方税におきまして料理飲食等消費税、娯楽施設利用税というようなものがござります。確かに入場税は、その二税に比べますと、サービス課税としての範囲が実は今まで非常に広範囲でございましたけれども、今回提案いたしましたように、その中でもより高級のものと見込まれるものについてのみ課税をするということになりましたから、税収は従来に比べまして約四分の一になるのでござりますけれども、やはりサービス課税という観點から申せば一つの重要な税目であるということでございまして、廃止するのは適当ではないと思っております。

○増本委員 サービスに対する課税としての税目だから残しておく、これがわからぬのですよね。つまり入場税などという税を、競輪や競馬などりあえず議論があるから除きましょう。ほかのものについて考えてみますと、これはサービスにもいろいろな種類があります。しかし、事文化にかかるわるサービスを供給したりあるいはそれを享受する、この享受する側にあくまでもサービスを受けるからというふうことで税目を残しておくといふ、ここのこところのいわば政策の選択の問題だとおもつて、それならばいつそのこと入場税は廃止した方がいいんじやないか。なぜ廃止できないのか、この理由をひとつ聞かせてください。

○中橋政府委員 確かに入場税の五十年度の収入見込みは約三十億円でございますし、その国税総額のうち占めるウエートは、先ほど御説明しましたように非常に小さなものでございます。ただ、税収から言いますれば、すでにその程度のもつ一つの税目として存在をしておるものもござります。

しかし、ここで私たちが考えなければなりませんのは、わが国のように個別消費税の税制を持つておりますものとしましては、個別消費税の中でもしばしば御説明をしましたと存じます。

ております催し物自体の文化の高さというものについて私どもは税金をかけるものではございません。そういう文化、芸術の催し物に対しまして、ある程度の料金を払つて入場をする人の担税力に課税をいたすわけでござります。

そうした場合に、たとえば通行税におきましても、移動しなければならないといういろいろな事由がござりますけれども、その中でも一般的な人から見まして、上等のクラスに乗つて移動をする人あるいは上等の交通手段を用いて移動する人については、何がしかの担税力というのを推定いたしまして課税をしてかかるべきものだと考えております。

入場税につきましても同じことでございまして、今回御提案をいたしております程度の免税点でございますれば、映画を見ますについてます千五百円を超えて入る人というのは、およそ映画館の入場者としましてはかなり上等の部類に属すると思います。映画を見ますについてその程度の金額を払い得る人、あるいは音楽会、演劇等に對して三千円を超えて入り得る人、大部分の人、九八%ぐらいの人といふのはもつと低廉な料金でもつてその文化にあずかるわけでござりますけれども、それを超えて、あえて高い金高を負担してまでそういうところに入るという人につきましては、何がしかの税負担をしてもらつてもいい、担税力があるというふうに推定をするわけでござります。

だから、税だけを見るのではなくて、全体の文化政策なりあるいはそれに連なるポリシーとして考へれば、もうすでに国庫の収入全体から見てもほとんど比重を失っているものを、それ自身は前進であるし、当然のことなんですが、それはあくまでも三十億円、○・〇二%であるうとも、必要なあるいは重要な税目だから残しておかなくちやならない、これで政府は国民を納得させることができます。ところが、入場税で観覧という場合に、それができると思っておるのですか。もう一度そこのところを含めてお話を伺いたい。

○中橋政府委員 この点に関しましてはこれまで

ビスというのはそれだけじゃないでしょう。寝台

で運ばれていく、その間にA寝台のふわふわしたところで寝て行ける、それはもうきわめて即物的だけれども、しかし文化を享受するという場合との間に、全く同じ性質のものだというぐあいに考えて、通行税のようなものもあるから、入場税についても上等の場合には税は負担すべしというぐあいに一概にいくものだらうかということに、私は大変疑念を持つのです。

むしろそのサービスというのは、文化的なもの、芸能なり映画なり、そういういわば精神に直接かかわったものですよ。そうでしょう。そういうものを享受するところで税をかけていくということ自身に、この入場税の一一番本質的な問題があるんだというように思うのですよ。そういうぐあいに考えれば、この入場税はすべて廃止しても私は至当だと思うのですが、考慮の余地というものは全然ないものですね。

たとえばこういうことなんですよ。いい席だから入場料金が高いという場合もあるんだある。しかし、もう一つは、その受けられるサービスである芸能なりあるいは芸術そのものの価値が高いがゆえに料金が高いという場合もあるわけですね。そういうものに対してもそれを見る人に対して坦々と課税していくことだけでは、その受けられる芸能なりあるいは芸術そのものの価値が高いがゆえに料金が高いという場合もあるわけですね。そういうものに対する課税をしていかなければなりません。そのためには、その受けられる芸能なりあるいは芸術そのものの価値が高いがゆえに料金が高いという場合もあるわけですね。

方を一応主な内容として考えておるわけでござります。

もちろん、おこしやりますように、相続税といふものはある程度の財産を持つておられる人、農地等の事業用資産であれ住宅用資産であれ、そういうものを持つておる人と縁が深いわけですから、その課税を受けた人が必ずしもその評価について深い学識経験を持つておるというわけにはまいりませんので、むしろやはりこのところは適正な公正な評価というものをいかに実現したらいいかというような問題を審議していただきますので、納税に当たって非常に御縁の深い方というよりは、先ほど申しましたような評価についての経験の深い方という意味におきまして、いまお示しのように、納税者代表という意味でそういう方々をお入りいただきたいことは実は考えておりません。

しかし重要な問題ではないかというように思うのです。だから、その点では政府の説明には私は納得できないのですが、そういう点はこの土地評価審議会の中でもやはり十分な考慮というものをすべきだと思うのですが、その点はいかがなんですか。

○中橋政府委員 ただいま適正な事業用資産、適正な生活用財産というお話をございましたけれども、大体結論としては私どもの考えているのと同じことを言っておられましたようけれども、私どもはその適正という意味は、ある程度の水準までの方というふうに言いたいのでございます。適正なものではあります。あるいは從来ずっと使ってこられた事業用財産といえども、その時代時代の水準から見まして大規模であるというふうに思った場合には、やはりそれは財産の再配分という相続税を受けていただかなければならぬと思つております。

そうしますと、その場合には、何といいましてもやはり課税最低限の水準というものが一番大きな問題になると思います。課税最低限を考えます場合には、もちろん、たとえばこの程度の農家であれば、この程度の宅地なり事業用地を持っておりましても課税最低限以下になるなどいう判断をしておっても課税最低限で救われるなどか、あるいは通常の労働者であれば、通常の中小企業者であれば、この程度の宅地なり事業用地を持つておる必要があるわけござりまするが、それはむしろ私はこの場と申しますか、国会で御審議いただくのが一番至当ではないかと思っております。

それで、それに至りますまでの評価として、建み上げてまいりまして課税最低限になるのかならないのかというような問題、それから一個一個の財産をどういうふうに評価していくべきかというようなわざ技術的な観点の問題、土地評価審議会というものはむしろそういう技術的な委員会といふふうにおとりをいたしまして、それを使って構成するのが一番妥当ではないかといふふうに思つておる次第でございます。

○**増本委員** それはひとつ実際の運営を見た上で、さらに一般質問等で議論をしてまいりたいと思います。

そこで、実は私たちよと来週いっぽい委員会の方に出席できない関係もございますので、あるいは租税特別措置との関係にずっとまとまると思いますけれども、実は今度の改正案の施行によって特に農地の相続については一定の軽減と配慮が加えられるようになつた。しかし、改正案が仮に施行されたとしても、それ以前の、現に相続をして、そして、一応延納の手続もとっているけれども、莫大な相続税額を抱えて苦しんでいたりして、その人たちがいるわけですね。この人たちに対してはどうするのかという点についても、一定の配慮や措置というものが必要ではないかというふうに実は考えます。というのは、現実が余りにも深刻で悲惨だからです。

まず初めに伺いたいのは、農地を中心とした相続の場合に、これが特に相続税で苦しむようになつた原因は何だというように政府の方ではお考えになつておられるのか、この点をまずお伺いしておきましょう。

○**中橋政府委員** 農家といいますのは、その仕事の性質上かなり広い土地を持っておるのが通常でござります。それで、特に都市化現象の激しい地域におきましては、いわば農地といつものが宅地化する。現にそういう売買が行われ、かなり高い価格で取引されておるのが実情でござります。そういうふうと、やはり農家に相続の問題が起きましたが、近隣の類似の農地の評価額、売買実績等いうものが評価の基本になりますから、どうしてもそういうふうな高い相続財産というふうになるわけでござります。それが主な原因だろうと思っています。

○**増本委員** そういう事態を招いたことについての政府の責任というものははどうなんでしょう。これは政府次官にひとつお伺いしましょう。

○**森(美)政府委員** この問題は非常に複雑ないいろいろなファクターが重なつておる。たとえば土地の

◎増本委員 そこで、前回の改正以降の都市近郊農家の相続の実態というのはどうなつてゐるのか。もちろん政府の行政上の責任もございましようし、社会的な大きな情勢の変化もございましようし、一言では片づかない問題だと思いますが、一部確かにおっしゃるとおり、政府の責任という点も十分あると思います。

○横井政府委員 そこで、前回の改正以降の都市近郊農家の相続の実態といふのはどうなつてゐるのか。特に多額の納税額を抱えて苦しんでいる人たちの状態と/orものを、国税局等では調べたことがありますか。あるいは主税局で今回の法案の作成の中でそういう実態を調査されたことがありますか。ありましたら、その調査の結果をひとつ報告してください。

○横井政府委員 ただいま御指摘のように、特に都市周辺におきます農地の価格が高騰しておるというふうなことからいたしまして、農家の課税事例がふえてまいっておるということは事実であります。たゞ、相続税の課税事例は職業別にとってございませんので、御質問の農家だけの課税事例はわからないということでございます。

○増本委員 昨年、神奈川県の農業協同組合中央会が、実は任意に県内の四十四件の相続の実態を調べました。その結果を見てみますと、一件当たりの平均税額が四千八百六十八万円、この相続税額を払うために農地を売った人が八二%、売らなかつた人はわずか八件の一八%にすぎない。しかも、全体として見てみると、所有している土地の二八%を売ってしまうという状態。

具体的な事例を見てみますと、東京の隣の神奈川県の相模原市上鶴間といふところに住んでおられる農家の方ですが、これは相続人が六人で、相続財産が田が一千百平米、畠が一万一千七百二十三平米、山林が七千五百七十四平米、宅地が三千二十一平米というような状態で、実は相続税額が三億五百六十万二千五百円という状態ですね。

納付状況を見てみますと、相続が発生したのが四十八年の七月なんですが、そのときに一千五百

万ぐらいを払って、残りの二億九千万を実は延納するということになつておる。そうしますと、現在一日当たり利子税だけで四万円、つまり一年間に、たとえば四十九年の七月三十日には利子税だけで一千五百六十七万九千六百円を払う。本税の方が二千六百十三万二千八百円を払う。こういうことが毎年繰り返されるわけですね。

ですから、この人は私に手紙をくれまして、ちよつと長くなりますがけれども、皆さんに見解を伺う上で前提となるので、読ませてください。

私のところは特別の財産もなく、こつこつと働いてきた。近所でもかたい人という評判であります。現に、まだわら屋根の家に住んでいます。土地しかないのに、この土地を売つたら何もなくなってしまいます。いまでは土地も売れないで困っています。毎日悪夢にうなされて、生きた心地もありません。いつのこと、死んだ方がましだと思つています。

私は病弱で働くことができず、妻が野菜栽培の畠仕事で毎日一生懸命働いていますが、もうどうしようもない状態です。一日に利子だけで四万円も払つております。これを返すのに一日四万円かせげるところはこの世の中でどこにあります。しかも、税金の支払いを売つた土地代金にまでまた税金をかけるなんて、余りに不公平ではないでしょうか。もういまは夢も希望もありません。

こういうことを言つておられる。

問題は、相続を発生するといふのは、これは全くいわば偶然のことですね。ことしの五十年一月一日以前に被相続人である父さんなりがたまたま亡くなられたといふことだけ、こういういま農家の農業所得などから見たらとてもない税を課せられる。それだからこそ今回のようないまが出てんだといふことになるわけですが、その間の橋渡しといふものを考へるといふことも必要なんではないかということで、実は私は問題を提示するのです。

こういう問題について、たとえばすでに支払つ

た分は、これはまあ返せといふあいにはいかないでしよう。しかし、まだこれから払う分については、少なくともこれからのおそらく新法になるであろうそれと同様な手だてといふものが考えられないだろうか。そういうところまで配慮をする上での前提となるので、読ませてください。

私のところは特別の財産もなく、こつこつと働いてきた。近所でもかたい人という評判であります。現に、まだわら屋根の家に住んでいます。

土地しかないのに、この土地を売つたら何もなくなってしまいます。いまでは土地も売れないで困っています。毎日悪夢にうなされて、生きた心地もありません。いつのこと、死んだ方がましだと思つています。

私は病弱で働くことができず、妻が野菜栽培の畠仕事で毎日一生懸命働いていますが、もうどうしようもない状態です。一日に利子だけで四万円も払つております。これを返すのに一日四万円かせげるところはこの世の中でどこにあります。しかも、税金の支払いを売つた土地代金にまでまた税金をかけるなんて、余りに不公平ではないでしょうか。もういまは夢も希望もありません。

さうして、これは一体いつまでさかのぼつていきましても、ある段階には常につきまとつて問題でござります。それが所得税でござりますれば、歴年

の課税でござりまするから、おっしゃいますように、そう大きなインパクトにならないといふことはございましょう。

ただ、相続といいますのは恐らく何十年に一遍しか起らぬ問題でございまするから、そういう負担の差異といふのがよけいに強く認識をされる。特に今回のように調整措置が非常に大きいとか、あるいは新しい農地の納稅猶予制度が導入をされるというような場合に、そういうことを痛感されることもよくわかるわけでござります。

それから、いまお示しのようないまの税金を納めるいは延納しておられる方があると思ひますけれども、農地の評価につきましては、実は近傍類地の売買実例をそのままとつておりません。しかしながら、いわば農業所得といふものは、相当のしんやくはしておるわけですが、いまの時価から申せば、かなり低い水準のものをとつております。

そこで、いまお示しのようないまの税金に評価額がなる、納稅額が相当の金高になるといふことをするような効果を及ぼすというようなこともあります。

り得ますけれども、それともやはりどこの限界に突き当たるわけでござります。それよりもつと前あるいはすでに完納しておる人について見れば、さらにもつと早くこの改正が行われればあの

であります。それで、いまなかなか救済する道はないし申しますが、それは改正といふのをそんな大幅なものにしなればいいだろか。そういうところまで配慮をする

こと、それが現在の農業振興の政策全体の要請にも私は沿うことになるというよう思ひますが、それは改正といふのをそんな過酷な条件でござります。

そこで、切りがなくなるわけでございます。そういうことを避けるために、もう一つには、それでは改正といふのをそんな大幅なものにしないで済ますかといふこともあります。

これはええてそういう負担の変動がかなりありますけれども、やはり最近におきますところの土地、物価の上昇といふようなことを調整する意味においては、むしろ私は、先ほども松浦委員の御質問にお答えしましたように、いわば農業の問題を考えます相続税法の改正あるいは近く御審議をいただきます租税特別措置法の改正によりまして、今年一月一日以後の相続開始の分についての相続税が、それ以前に比べまして軽減になることは確かでござります。その場合に、これはいつも生ずることでござりまするけれども、一体そういう負担の差異があつていいのかどうかという問題がござります。

さうして、これはいつも生ずることでござります。その場合に、これはいつも生ずることでござりまするけれども、一体そういう負担の差異があつていいのかどうかという問題がござります。

しかし、これは一体いつまでさかのぼつていきましても、ある段階には常につきまとつて問題でござります。それが所得税でござりますれば、歴年

の課税でござりまするから、おっしゃいますように、そう大きなインパクトにならないといふことはございましょう。

ただ、今後それはこういった事情が不幸にしてなお続くというようなときは、これまでのよ

うに相続税はある期間にまとめて改正をするといふようなことよりも、やはりある程度のインターバルを置きながらも、ときどきは見直しをして

いただくということも必要ではないかといふように思つておりますけれども、從来から相続税につきましては、何十年に一遍という相続がぼつぼつと起こる、それについての課税が起こるといふことでござりますので、そんなに年々の変動をし

つと起こる、それについての課税が起こるといふことでござりますので、そんなに年々の変動をし

とは、実はかなり広い農地を持つておられる農家の事例ではないかと思つております。これは、その負担が改正の前後で相当変わるということについては、いまなかなか救済する道はないし申しますが、さらにもつと早くこの改正が行われればあの点で、いまの農業所得といふのをそんな大幅なものにしなればいいだろか。そういうところまで配慮をする

こと、それが現在の農業振興の政策全体の要請にも私は沿うことになるというよう思ひますが、それは改正といふのをそんな過酷な条件でござります。

そこで、切りがなくなるわけでございます。そういうことを避けるために、もう一つには、それでは改正といふのをそんな大幅なものにしないで済ますかといふこともあります。

これはええてそういう負担の変動がかなりありますけれども、やはり最近におきますところの土地、物価の上昇といふようなことを調整する意味においては、むしろ私は、先ほども松浦委員の御質問にお

答えましたように、いわば農業の問題を考えます相続税法の改正あるいは近く御審議をいただきます租税特別措置法の改正によりまして、今年一月一日以後の相続開始の分についての相続税が、それ以前に比べまして軽減になることは確かでござります。その場合に、これはいつも生ずることでござりまするけれども、一体そういう負担の差異があつていいのかどうかという問題がござります。

しかし、これは一体いつまでさかのぼつていきましても、ある段階には常につきまとつて問題でござります。それが所得税でござりますれば、歴年

の課税でござりまするから、おっしゃいますように、そう大きなインパクトにならないといふことはございましょう。

ただ、今後それはこういった事情が不幸にしてなお続くというようなときは、これまでのよ

うに相続税はある期間にまとめて改正をするといふようなことよりも、やはりある程度のインターバルを置きながらも、ときどきは見直しをして

いただくということも必要ではないかといふふうには思つておりますけれども、從来から相続税につきましては、何十年に一遍という相続がぼつぼつと起こる、それについての課税が起こるといふことでござりますので、そんなに年々の変動をし

つと起こる、それについての課税が起こるといふことでござりますので、そんなに年々の変動をし

態ですよ。

だから、ほかの場合に、それはそれぞれ改善されればその前との間では不公平があるけれども、ここに特に極端にこういう事態があらわれているというところが実は問題なんではないかというふうのない、全く考慮の余地もないというふうな考え方をおられるのかどうか。これはひとつ政治判断として、まず政務次官からお伺いした方がいいと思います。

○森(美)政府委員 いまのお手紙の話、本当にお氣の毒なことだと思いますが、やはりどうしても改正以前と以後との問題は、私どもの力ではどうにもならない問題でございます。そのお気の毒だという気持ちと現実との食い違いが明らかにあるわけございまして、やむを得ないと御理解いただきたい、こう考えております。

○増本委員 本当にやむを得ないと言うのは、救済の手立てが考えつかないという場合に私は言うべきだと思うんです。たとえば、まだこの延納で今後も払っていかなければならぬ人を考えた場合に、これから農地相続の場合には農業投資価格との差額についてだけが問題になつて、措置法では農業投資価格の出っ張りの部分を除いた部分だけが、二十年間あるいは一括生前相続で、いわば延納の対象になるという仕組みになりますね。そうでしたね。すると、そこどころで、改正法に基準があるわけですから、いま負担している税額について、まだ今後払つていかなればならない未済の納稅部分については、その基準と同じような適用ができる余地というのは、これは徴税の特例ということです、いま租税特別措置にもう幾つかのそういう手立てをとれば私は可能なんじやないだろうかといふように思つてます。そのこと自身が理屈の上ではできないことなのかどうかということなんですね。

現に負担している納稅義務について、それを履行していく手立てを改善すれば、それで私は法理

論

上もその徵税の関係では矛盾なく解決ができるというよう思うのですが、その点はどうなんですか。

○中橋政府委員 いま増本委員のおっしゃいましたように、仮に法文を設けましたときには、そのとき相続税債務を残しておる人については何らかの手立てができますけれども、たまたま同じ日に相続をした人で相続税債務を完済しておる人については、非常な不公平を招来するわけでございません。そういうことについての手立てをどうしてもやらなければなりません。そうするとまた、それより前にすでに完納しておる人についてもやらなければなりません。ついには切りがなくなるわけでござります。そこで、廻及ということはなかなかやむづかしくなるわけであります。

○増本委員 しかし、現行のものよりも、少なくともそれ以上の範囲の人には、あなた方も認めていられる不公平の枠を縮めていくということにはなるでしょ。現に苦しんでいる人たちができるだけ解決してあげるという姿勢があるかないかという問題だと私は思うんですがね。

もうそろそろ時間なんで、それではいま私が具体的な例で挙げた場合ですが、速記録だけの数字で計算ができないのだったら、私どもで具体的な資料をさらに提供しますから、これがこの改正法になつた場合にはどのくらいの相続税額で済むのを審議していただきながらはないわけでございますが、具体的にいまお示しの神奈川県何村何番地というところについての農業投資価格が一体幾ばくになるのかということは、実はその発足を待つてしかわからないわけでございます。

したがつて、いまここで、仮に神奈川県何村何番地というふうにおっしゃつていただきましてかかる、そしてまた延納になればどういう状態にとどまるのか、その点をひとつ計算して資料としてこの委員会に出していただきたいと思います。その上で比較考量あるいはその他を検討して、この委員会でもできるだけの救済策を検討していただきたいというふうに思うのです。

なお、四十八年に一度改正があったわけですが、しかしそれ以降も地価が上がって問題になつてきているわけです。だから、一番地価が上がつてきて深刻な事態になつたその時点というものを可能だと思いますし、そういう農地の価格を含め

た、四十八年の改正以降の地価の変動の急激なあ

らわれ方についても、これは国税庁で評価額等から割り出して資料として出していただいて、ひとつ多角的な検討を私はぜひ要求したいと思うのですが、この点は政府とそれから委員長においていかがでしょうか。

○中橋政府委員 いま増本委員から御要求の資料でございますけれども、実は非常にむずかしい点がございます。申しますのは、いまお示しの、ひと仮に具体的な何村何番地の農家ということの御指定がございまして、そのときの相続財産というものがわかりましたとしまして、そのときの評価額を昭和五十年の某月某日の評価に直さなければなりません。ところが、この農業投資価格なるもののがわざりましたとしまして、そのときの評価額を昭和五十年の某月某日の評価に直さなければなりません。ついには切りがなくなるわけではありません。そこで、廻及ということはなかなかやむづかしくなるわけであります。

まして、それから今度の措置法の農業投資価格と合わせて、それから今度の措置法の農業投資価格というものをそこに当てはめて考えてみなければなりません。ところが、この農業投資価格なるもののは——実は今後できるだけ早く相続税法の一部を改正する法律案の御成立を願えれば審議会の発足を早くいたしまして、そして真っ先にはこの問題を審議していただきながらはないわけでござりますが、具体的にいまお示しの神奈川県何村何番地というところについての農業投資価格が一体幾ばくになるのかということは、実はその発足を待つてしかわからないわけでございます。

したがつて、いまここで、仮に神奈川県何村何番地というふうにおっしゃつていただきましてかかる、そしてまた延納になればどういう状態にとどまるのか、その点をひとつ計算して資料としてこの委員会に出していただきたいと思います。その上で比較考量あるいはその他を検討して、この委員会でもできるだけの救済策を検討していただきたいというふうに思うのです。

なお、四十八年に一度改正があったわけですが、しかしそれ以降も地価が上がって問題になつてきているわけです。だから、一番地価が上がり難いことがあります。

責任があるということは、少なくとも一部については政務次官もお認めになつたわけですね。いわばその被害者ですよ。しかも農業所得自身が非常に低い、こういう農業の荒廃をもたらしているこのことも、やはりいまの政府に責任があるわけですね、農政そのものがそういうふうになつていいなかつた結果だから。

たとえば、これは切りがないということじやなくて、現に苦しんでいる人たちを幾分でも救つていいこう、そして不公平の差を少しでも縮めていいこう、そして私の質問を終ります。

○森(美)政府委員 この件に関しましては、私どもがいまお話を申し上げてるのは、相続税法の前向きの検討が本当に可能なかどうかをお伺いして、私の質問を終ります。

○増本委員 終わると言つたのですが、納稅義務の発生と、それを今度完済していくための徵収との関係では、それは理屈は違うでしょう。残つているものについて後どういう手立てをとるかということは、これはまた別途新たに法律をつくつてそれを適用するということは可能なんじゃないですか、理屈の上でも。

○中橋政府委員 それは先ほどもお答えしましたように、たまたま完納しなくて延納しておる、租税債務を残しておる人について廻及の効果を及ぼすということでは、また一つの不公平を招くわけでございます。完済しておる人についてもやはり同じような効果を及ぼさなければなりません。そういうところに新たな不公平が生ずるわけでございます。したがつて、改正前後で取り扱いが違う、負担が違うということはもうやむを得ない災厄でございます。

○増本委員 しかし、たとえば固定資産税について宅地並み課税が施行されたときに、それに見合

う分を今度は地方自治体の方で生産綠地とかある
いはその他の手だけで還元していくというやり方
もありましたよね。これは一時は政府の方で必ず
しも歓迎しなかつたという点もありました。しか
し、別の手だけでというものは、これは別の政策的
な関係で考え得る余地がさらにあるわけですね。
だから、いま私は税の面だけ言っているので
すが、それがほかの手だけで含めてその不公正の
幅を縮めていくということは十分可能だと思うの
です。しかし、政府の方でやる気がないという話
ですから、これ以上やついても切りがないの
で、またひとつ別の機会に譲っていきたいと思ひ
ます。ひとつ委員長においても十分御検討をいた
だきたい、強く要求いたします。

○上村委員長 次回は、来る二十五日火曜日、午
前十時理事会 十時三十分委員会を開会すること
とし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十八分散会